

取入
印紙

設計施工契約書(案)

1 事業名	和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業								
2 事業場所	和泉市 幸一丁目他 地内								
3 事業期間	令和7年和泉市議会第3回定例会 本事業の契約締結議案可決日 から 令和14年6月30日 まで								
4 本事業に 係る対価等		億	百万		千				円
[うち移転支援実費の額]		億	百万		千				円
[うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 (移転支援実費は不課税)]		億	百万		千				円
5 契約保証金	(本事業に係る対価の100分の10以上の金額とする。ただし、第78条第2項によると きは免除する。)								
6 適用除外条項	-								
7 本事業に係る 対価等の支払条件	前金払 第63条、部分払 第65条 及び 竣工払								
8 停止条件	本契約は、和泉市議会での契約締結議案可決を契約成立の条件とした停止条件を付し、否決された場合本契約は無効とする。なお、その決定に関して和泉市は構成企業に対して賠償責任等を含む一切の責めを負わないものとする。								

上記の事業について、和泉市と構成企業は、おのおの対等な立場に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書添付別紙19を建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成12年政令第495号）第4条に基づく書面を編綴し、本書2通を作成し、和泉市と構成企業が記名押印のうえ、各1通を保有する。

仮契約日 令和 年 月 日

本契約日 令和 年 月 日 ※令和7年和泉市議会第3回定例会本事業の契約締結議案可決日

和 泉 市

所 在 地 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

名 称 和 泉 市

代 表 者 和泉市長 辻 宏 康 印

構成企業 (JV以外の複数社の場合は代表企業)

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

目次

第1章 用語の定義	1
(定義)	1
第2章 総則	1
(本設計施工契約の目的)	1
(事業履行の指針)	1
(事業日程)	1
(本事業の概要)	2
(構成企業の資金調達)	2
(代表企業の連帶責任及び構成企業の連帶責任)	2
(許認可及び届出)	2
(各種調査等)	3
(近隣対策)	4
(暴力団等の排除措置)	5
第3章 事業用地の使用	6
(事業用地の使用)	6
(使用の目的)	6
第4章 全体統括管理業務及び統括管理業務等	6
(全体統括管理業務)	6
(統括管理業務)	6
(業務責任者の配置等)	6
第5章 整備施設等の設計	6
(設計)	6
(第三者の使用)	8
(市に対する報告及び協議等)	8
(構成企業による設計変更)	9
(市による設計変更)	9
第6章 整備施設の建設等	10
(既存施設の解体・撤去)	10
(解体撤去等に関する業務の解除条件等による一部無効)	10
(敷地整備完了後の現況調査)	11
(既存施設のアスベスト)	11
(既存施設のP C B 使用機器及びフロン類使用製品の処置)	12
(整備施設の建設)	12

(施工計画書等)	12
(第三者の使用)	13
(工事監理者等)	13
(保険)	14
(市による説明要求及び立会い)	15
(中間検査)	15
(構成企業による完了検査)	16
(市による完成検査)	16
(市による検査調書の交付)	17
(工事期間の変更)	17
(工事の中止)	17
(工事の中止又は工事期間の変更による費用等の負担)	17
(本件工事中に構成企業が第三者に与えた損害)	18
第7章 開館準備支援業務	18
(開館準備支援業務)	18
(開館準備支援業務計画書)	18
(第三者の使用)	19
(市に対する報告、市による説明要求)	19
(開館準備支援業務の中止)	20
(開館準備支援業務の中止による費用等の負担)	20
第8章 入居者等移転支援業務	20
(入居者等移転支援業務)	20
(入居者等移転支援業務計画書)	21
(第三者の使用)	21
(市による説明要求)	21
(構成企業による移転期間中の事業用地等の管理)	22
(構成企業による入居者移転支援業務の実施及び報告)	22
(構成企業による店舗使用者の移転に関する協力)	23
(構成企業による退去等支援業務の実施)	23
(モニタリング)	23
(入居者に対する移転料の支払い等)	24
(移転支援実費及びその請求手続)	24
(入居者等移転支援業務期間及びその変更)	24
(入居者等移転支援業務の中止)	25
(入居者等移転支援業務の中止による費用等の負担)	25
第9章 整備施設の所有権移転・引渡し	26

(所有権移転・引渡し等)	26
第10章 対価等の支払い	26
(対価等の支払い)	26
(賃金又は物価の変動に基づく本事業に係る対価の額の変更)	29
(前金払)	30
(解除に伴う前払金に関する措置)	31
(部分払)	32
(整備施設の所有権移転・引渡しの遅延損害金)	33
(契約不適合責任)	33
(契約不適合の担保期間)	34
第11章 事業期間及び契約の終了	35
(事業期間)	35
(構成企業の債務不履行等による契約解除)	35
(市の債務不履行による契約解除)	39
(市の任意解除権)	39
(法令変更による契約解除)	41
(不可抗力による契約解除)	41
(設計施工契約終了に際しての処置)	42
(終了手続の費用負担)	42
第12章 表明・保証及び誓約	42
(事実の表明・保証及び誓約)	42
第13章 契約保証金等	43
(契約保証金等)	43
第14章 法令変更	44
(通知の付与及び協議)	44
(法令変更による追加費用・損害の扱い)	44
第15章 不可抗力	44
(通知の付与及び協議)	44
(不可抗力による追加費用・損害の扱い)	45
第16章 雜則	45
(監督員)	45
(公租公課の負担)	45
(協議)	46
(特許権等の使用)	46
(契約上の地位等の譲渡)	46
(延滞利息)	46

(秘密保持)	46
(個人情報の取扱)	47
(請求、通知等の様式その他)	47
(解釈等)	48
(労働環境の確保等)	48
(準拠法)	49
(設計施工要領)	49
(管轄裁判所)	50
(定めのない事項)	50

別紙一覧

- 別紙 1 定義集
- 別紙 2 事業日程表
- 別紙 3 事業概要書
- 別紙 4 の 1 1期事業 解体撤去対象区域
- 別紙 4 の 2 1期事業 建替住宅用地
- 別紙 4 の 3 1期事業 建替店舗用地
- 別紙 5 の 1 2期事業 解体撤去対象区域
- 別紙 5 の 2 2期事業 建替住宅用地
- 別紙 5 の 3 2期事業 多世代交流施設用地
- 別紙 5 の 4 2期事業 建替店舗用地
- 別紙 6 業務実施体制
- 別紙 7 構成企業が基本設計完了時に市に対し提出する設計図書
- 別紙 8 構成企業が実施設計完了時に市に対し提出する設計図書
- 別紙 9 暴力団排除に関する誓約書
- 別紙 10 公営住宅等整備基準適合チェックリスト
- 別紙 11 付保すべき保険の内容
- 別紙 12 完了時の検査事項
- 別紙 13 竣工図書
- 別紙 14 移転支援業務費及び移転支援実費の支払手続の際に構成企業が提出する書類
- 別紙 15 各会計年度の本事業に係る対価の支払限度額
- 別紙 16 設計施工要領
- 別紙 17 法令変更による追加費用及び損害の負担
- 別紙 18 不可抗力による追加費用及び損害の負担
- 別紙 19 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条及び特定建設資材に係る
分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

和泉市富秋中学校区等における 市営住宅集約建替他公共施設整備等事業

設計施工契約書（案）

和泉市（以下「市」という。）と構成企業は、和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、和泉市議会の議決を得たときに、和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業設計施工契約（以下「本設計施工契約」という。）が成立する（本設計施工契約を締結する）旨の文言を付して、和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）第105条の規定により仮契約を締結する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本設計施工契約において使用する用語は、本設計施工契約において別途定義されているものを除き、別紙1の定義集において定義された意味を有し、いずれにも定義がないものは、入札説明書等において定義された意味を有する。

第2章 総則

（本設計施工契約の目的）

第2条 本設計施工契約は、本事業における市及び構成企業の役割並びに市と構成企業との間の基本的合意事項について定めるとともに、本事業の実施に際しての条件を定めることを目的とする。

（事業履行の指針）

第3条 構成企業は、本事業を本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に従って履行しなければならない。

2 構成企業が担当する業務の履行の確保が困難となった場合において、他の構成企業が当該業務の履行の確保のための措置を行う場合は、代表企業は、事前に当該措置の具体的な内容について市に書面を提出したうえで説明し、市の承諾を得ることを要する。

（事業日程）

第4条 各構成企業は、本事業を別紙2の本件日程表に従って履行する。

(本事業の概要)

第5条 本事業は、別紙3の事業概要書に記載する業務及びこれに付随し関連する一切の業務により構成される。

2 構成企業は、本事業を法令及び業務水準に従って誠実に履行しなければならない。

(構成企業の資金調達)

第6条 本設計施工契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本設計施工契約及び要求水準書に特段の規定がある場合を除き、すべて構成企業が負担する。

(代表企業の連帯責任及び構成企業の連帯責任)

第7条 代表企業は、本設計施工契約に基づき構成企業が市に対して負担する債務について、債務者となる構成企業と連帶して当該債務を負担する。

- 2 代表企業は、構成企業を統括し、市に対し、構成企業が、担当する本事業に関する業務を、法令及び業務水準に従って誠実に履行させる義務を負う。
- 3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が本設計施工契約に基づき負うすべての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帶して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、工事監理企業、建設企業、及び移転支援企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。
- 4 前3項の規定は、本設計施工契約書、基本協定書その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

(許認可及び届出)

第8条 本設計施工契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、構成企業が自己的責任及び費用負担において取得し、また、必要な一切の届出についても構成企業が自己的責任及び費用負担において提出するものとする。

- 2 構成企業は、前項の許認可及び届出に際しては、市に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 市は、構成企業からの要請がある場合、構成企業による許認可の取得、届出に必要な資料の提出その他市が構成企業にとって必要と判断する事項について協力するものとする。
- 4 構成企業は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出に必要な資料の提出その他市が必要とする事項について協力するものとする。
- 5 構成企業は、許認可取得及び届出の遅延により追加費用又は損害が生じた場合、当該追加費用又は損害を負担する。ただし、構成企業が不可抗力により遅延した場合は第13章

の規定に従うこととし、市の責めに帰すべき事由により遅延した場合は、構成企業が当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求した場合には、市が当該遅延により構成企業に発生した追加費用又は損害（逸失利益を除く。以下、市が構成企業に対し本設計施工契約に基づき負担する追加費用、損害及び損失等については、名称の如何を問わず、特に注記しない限り、逸失利益を含まないものとする。）を合理的な範囲で負担するものとする。

- 6 代表企業は、自己の責任において、市に対し、構成企業に本設計施工契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可を取得・維持させ、かつ、必要な一切の届出をさせる義務を負う。

（各種調査等）

第9条 構成企業は、本件日程表記載の日程に従い、本事業に必要な測量調査、地質調査、アスベスト含有材使用状況調査、周辺家屋調査、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づくフロン類使用製品についての調査その他周辺影響調査及び埋蔵文化財についての和泉市教育委員会生涯学習部文化遺産活用課への確認、調整（以下「調査等」という。）を自己の責任と費用負担において行うものとする。また、構成企業は調査等を行う場合、市に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは当該調査等に係る報告書を作成し、市に提出して、その確認を受けなければならない。

- 2 構成企業は、前項に定める調査等を実施した結果、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答の内容と現場の状況に齟齬があることが判明した場合、又は、事業用地に入札書提出時に想定することができなかった地質障害、地中障害物、土壤汚染又は埋蔵文化財等による瑕疵があることが判明した場合、前項の報告書に必ずその内容を具体的に記載するものとし、当該齟齬又は瑕疵に関する対応について必要があるときは、市と構成企業との間で協議を行う。なお、既存施設に存するアスベストについては、第25条（既存施設のアスベスト）の規定、PCB使用機器及びフロン類使用製品については、第26条（既存施設のP C B使用機器及びフロン類使用製品の処置）の規定にそれぞれ従う。

- 3 構成企業は、前項の瑕疵については、前項の協議に基づき除去修復等の対応をするものとし、市は、前項の協議に基づく除去修復等の対応のために構成企業に生じた追加費用及び損害（ただし、第1項に定める調査等の不備、誤謬があり、かつ、そのために事業用地の瑕疵を発見することができなかつたことによって生じたことによる追加費用及び損害を除く。）については合理的な範囲でこれを負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 4 構成企業は、第2項の齟齬については、原則として現場の状況に応じて担当業務を適

切に履行するものとし、第2項の協議に基づき業務水準の内容の変更が必要と認められた場合には、市は、当該業務水準の内容の変更のために構成企業に生じた追加費用及び損害については合理的な範囲でこれを負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する資料を添えて市に請求するものとする。なお、市は、本事業に関し、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答以外に市が構成企業に提供した資料があるときも、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答以外の資料に関しては何らの責任も負担しない。

- 5 市は、第1項の調査等に係る報告書に記載のない第2項の齟齬又は瑕疵については、何らの責任も負担しない。ただし、第1項の調査等に係る報告書に記載されなかった当該齟齬又は瑕疵が、第1項の調査等が必要かつ十分なものであり、当該調査等に何ら不備や誤謬がないにもかかわらず発見できなかったものであることを構成企業が証明することができたときは、第3項又は前項を準用する。

(近隣対策)

第10条 構成企業は、本件工事に先立って、自己の責任と費用負担において、入居者及び近隣住民に対して本件工事の内容につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、構成企業が行う説明に協力するものとする。

- 2 構成企業は、自己の責任及び費用負担において、本件工事により発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、塵埃、電波障害、その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、構成企業は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 構成企業は、近隣対策の不調を理由として業務水準の内容の変更をすることはできない。ただし、構成企業が業務水準を変更しない限り、更なる調整によっても近隣住民の理解が得られないことを明らかにして市に協議を申し入れた場合、市は構成企業との協議に応じるものとし、協議の結果、市は、やむを得ないと認める場合には、業務水準の変更を承諾することができる。市は、この事業者提案の内容の変更のために構成企業に生じた追加費用及び損害については合理的な範囲でこれを負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。また、事業者提案の内容の変更に伴い構成企業の業務履行に要する費用が減少した場合には、その分、構成企業に支払う対価を減額する。
- 4 近隣対策の結果、整備施設の竣工の遅延が見込まれる場合において、構成企業が請求した場合には、市及び構成企業は協議を行い、同協議の結果、本件日程表記載の日程を変更する必要が認められる場合、市は速やかに、同日程を変更するものとする。
- 5 近隣対策の結果、構成企業に生じた追加費用及び損害（近隣対策の結果、本件日程表記載の日程が変更されたことによる追加費用も含む。）については、構成企業が負担す

るものとする。ただし、整備施設を設置すること自体又は市が入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答において構成企業に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して構成企業に生じた追加費用及び損害は、市が合理的な範囲で負担する。なお、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(暴力団等の排除措置)

- 第 11 条 市は構成企業に対し、構成企業の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより構成企業又は構成企業の役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聞くことができる。
- 2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の市の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために、これを利用し、又は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長及び消防長、議会並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者等に提供することができる。
- 3 構成企業は、担当業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。
- 4 構成企業は、担当業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 構成企業は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 6 市は、構成企業が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、当該構成企業に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除するよう、求めることができる。
- 7 前項の求めがあったときは、構成企業は当該第三者との契約を解除するものとする。

第3章 事業用地の使用

(事業用地の使用)

第12条 構成企業は、別紙4の1ないし別紙5の4に記載の事業用地につき、本件日程表又は市との合意に従い、各事業用地における工事期間中、それぞれ無償で使用できるものとする。

(使用の目的)

第13条 構成企業は、本事業以外の目的で事業用地を使用してはならない。

2 構成企業は、事業用地が市有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

第4章 全体統括管理業務及び統括管理業務等

(全体統括管理業務)

第14条 全体統括管理業務は、構成企業のうち代表企業が担当するものとし、法令及び業務水準を遵守のうえ、自己の責任と費用負担において、その業務を行うものとする。

2 全体統括管理業務は、第三者に委託してはならない。

(統括管理業務)

第15条 統括管理業務は、構成企業のうち設計企業（複数ある場合には設計代表者。）又は建設企業（複数ある場合には代表企業）が担当するものとし、法令及び業務水準を遵守のうえ、自己の責任と費用負担において、その業務を行うものとする。

2 統括管理業務は、第三者に委託してはならない。

(業務責任者の配置等)

第16条 構成企業は、別紙6に従い、責任者、技術者、及び主任担当者をそれぞれ配置し、各責任者等をして、法令及び業務水準に従った業務をさせるものとする。

2 前項の各責任者等の要する資格及び兼任の可否は、別紙6のとおりとする。

第5章 整備施設等の設計

(設計)

第17条 設計業務は、構成企業のうち設計企業が担当するものとし、設計業務に関して市が実施する構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は、設計企業（複数ある場合には設計代表者）に対して行えば足りるものとする。

- 2 構成企業は、本件日程表記載の日程に従い、法令及び業務水準を遵守のうえ、自己の責任と費用負担において、既存施設の解体撤去に関する設計並びに整備施設の基本設計及び実施設計を行うものとする。構成企業は、上記設計に関する一切の責任を負担する。
- 3 構成企業は、設計着手前に提出して市の承諾を得た設計に関する工程表（以下「設計工程表」という。）に従い、前項の既存施設の解体撤去に関する設計及び基本設計を開始し、市による状況の確認を受けるとともに、設計工程表に定める期日に別紙7記載の図書を市に提出する。市は、提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、業務水準の範囲内で変更すべき点がある場合には構成企業に通知するものとする（かかる通知を、本項において以下「変更通知」という。）。なお、基本設計は、市による変更通知がなされた場合には、当該変更通知を踏まえた修正の完了を市が確認した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第21条（市による設計変更）に規定する設計変更には該当しないものとする。市は、構成企業からの求めがあった場合には、内容を確認した旨の通知書を構成企業に交付する。
- 4 構成企業は、設計工程表に従って行った前項による各基本設計についての市の各確認後速やかに、第2項の実施設計を開始し、設計工程表に従い市による状況の確認を受けるとともに、設計工程表に基づき、実施設計完了時に、別紙8記載の図書を市に提出する。市は、提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、業務水準の範囲内で変更すべき点がある場合には構成企業に通知するものとする（かかる通知を、本項において以下「変更通知」という。）。なお、実施設計は、市による変更通知がなされた場合には、当該変更通知を踏まえた修正が完了した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第21条（市による設計変更）に規定する設計変更には該当しないものとする。市は、構成企業の求めがあった場合には、内容を確認した旨の通知書を構成企業に交付する。
- 5 構成企業は、建替住宅等について、和泉市営住宅条例（平成9年和泉市条例第22号）に示す基準以上の性能を満たすものとし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示を行うとともに、同性能を満たしている旨の、指定住宅性能評価機関より、設計住宅性能評価書の交付を受け、各実施設計の完了時に市に同評価書を提出しなければならない。
- 6 市は、第3項の図書が業務水準に反し、又は第4項の図書が業務水準若しくは基本設計に反する場合、構成企業に対してその旨を通知し、是正を求めるものとし、構成企業はこれに従い自己の責任と費用負担をもって是正を行い、市の確認を受けなければならない。
- 7 前項のは是正要求に対し、構成企業は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 8 市は、第3項及び第4項の図書を構成企業から受領したこと、それらの図書を確認し

たこと、並びに第3項及び第4項に定める通知を行ったことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(第三者の使用)

第18条 構成企業は、設計業務を第三者に請け負わせ、又は委託する場合は、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙9の誓約書及び当該第三者と締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が設計業務の全部又はその主たる部分を請け負い、又は受託するがないようにしなければならない。

- 2 構成企業は、前項に基づき設計業務の一部を請け負い、又は受託した者が、同設計にあたってさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託する場合にも、前項に準じて市の承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が設計業務の全部又はその主たる部分を請け負い、又は受託するがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に設計業務の一部を請け負わせ又は委託する等して、更なる下位の下請又は再委託が現れる場合すべてに適用する。
- 3 前2項に記載の第三者への請負又は委託はすべて構成企業の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて構成企業の責めに帰すべき事由とみなして、構成企業が責任を負うものとする。

(市に対する報告及び協議等)

第19条 構成企業は、設計業務に関し、関係官公署その他関係機関（建築確認申請等を指定確認検査機関等に対して行うことを市が認めた場合には、当該指定確認検査機関等の設計業務で協議が必要となる機関を含む。）と協議を行ったときは、その内容について市に報告するものとする。

- 2 構成企業は、市の担当者と十分な打合せにより設計業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜市に報告することとする。
- 3 市は、前2項にかかわらず、設計業務の状況について、隨時構成企業から報告を受けることができるものとする。
- 4 構成企業は、別紙10「公営住宅等整備基準適合チェックリスト」により、公営住宅整備基準との整合性を確認しなければならない。
- 5 構成企業は、第3条（事業履行の指針）の規定に基づき設計業務を履行するために、設計業務に着手する前に要求水準チェックリスト及び提案書チェックリストを作成し、事前に市の承諾を得なければならない。
- 6 構成企業は、自らが実施する設計業務の内容と要求水準チェックリスト及び提案書チェックリストに記載されている内容が整合していることを自ら確認するとともに、市の確認を受けなければならない。

7 市は、第1項から第3項に定める報告を受けたこと、第5項の承諾をしたこと及び前項の確認をしたことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(構成企業による設計変更)

第20条 構成企業は、市の承諾を得た場合を除き、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に記載された既存施設の解体撤去及び整備施設の設計に関する業務水準の変更を行うことはできないものとする。

2 構成企業は、前項により市の承諾を得て設計変更を行う場合、変更した設計内容に従い既存施設の解体撤去及び整備施設の設計を行うものとする。この場合において、当該変更により構成企業の費用に増減が生じたときは、市は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第62条（対価等の支払い）記載の対価とは別に追加負担し、または当該減少費用相当分について第62条（対価等の支払い）記載の対価から減額するものとする。

(市による設計変更)

第21条 市は、不可抗力又は法令変更以外で必要があると認める場合、既存施設の解体撤去及び整備施設の設計の変更を構成企業に対して求めることができる。構成企業は、設計変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を市に通知しなければならない。ただし、市は、工期及び本事業に係る対価の支払額の変更を伴う、かつ提案書類記載の提案の範囲を逸脱する設計変更を求めるることはできない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、市が工期若しくは本事業に係る対価の変更を伴う設計変更又は提案書類記載の提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行う場合には、構成企業は、その当否及び費用負担について市との協議に応じるものとする。

3 市の求めにより設計変更する場合においては、当該変更により構成企業の費用に増減が生じたときは、市は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第62条（対価等の支払い）記載の対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第62条（対価等の支払い）記載の対価から減額するものとする。ただし、市の求める設計変更が、構成企業の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は構成企業の調査の誤りないしえ不足によることに起因する場合は、構成企業が当該追加費用を負担する。

4 法令変更による設計変更については、第80条（法令変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による設計変更については、第82条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第6章 整備施設の建設等

(既存施設の解体・撤去)

第22条 既存施設の解体・撤去、及び解体撤去対象区域の敷地整備は、構成企業のうち建設企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、本件日程表記載の日程に従い、法令及び業務水準を遵守のうえ、業務を履行するものとし、既存施設の解体・撤去に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は代表企業に対して行えば足りるものとする。

- 2 構成企業は、各解体撤去対象区域の既存施設それぞれの解体・撤去の作業に着手する前に、工程表及び施工計画書を市へ提出し、本件日程表に適合していること及び業務水準が反映されていること等につき、事前に市の確認を受けなければならない。なお、市は、本項に定める確認を行ったことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
- 3 構成企業は、入居者が移転等によりすべて存在しないこと及び既存店舗等使用者が店舗等移転等によりすべて存在しないことについて、解体撤去対象区域ごとの市の確認を受けるまでは、確認を受けない解体撤去対象区域の既存施設の解体・撤去の作業に着手することはできない。
- 4 前項の場合において、構成企業は、自己の責任と費用負担において、市の確認を受けた解体撤去対象区域にある既存施設の引渡しを受けたときに既存施設に存する外構、草木等について適宜撤去、処分（廃棄を含む。）するものとする。また、既存施設に存する残置物等の取扱いについては入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答によるほか、市の指示に従うものとする。

(解体撤去等に関する業務の解除条件等による一部無効)

第23条 整備用地以外の解体撤去対象区域の入居者等が第48条（入居者等移転支援業務計画書）記載の入居者等移転支援業務計画書に定められた移転等の完了日又は市と構成企業の合意によりその完了日が変更されたときは、その変更された日から3か月経過する日までに構成企業が前条第3項の市の確認を受けることができないときは、本設計施工契約のうち、その確認を受けることができなかった解体撤去対象区域にある既存施設の解体・撤去、及びその解体撤去対象区域の敷地整備その他これらに付随・関連する一切の業務に係る部分の契約は効力を失うものとする。

- 2 構成企業は、市に対し、前項により効力を失った部分の契約又は効力を失った部分の契約に基づく業務に関し、整備費、損害賠償、逸失利益、手待ち費用等名目の如何を問わず一切の請求はできない。

(敷地整備完了後の現況調査)

第 24 条 構成企業は、業務水準に従い、既存施設をそれぞれ解体・撤去し、各解体撤去対象区域の敷地整備（各解体撤去対象区域のうち整備用地については既存施設の解体・撤去）が完了したときは、各解体撤去対象区域の分筆に係る測量及び解体・撤去後の状況を正確に表した現況図書（現況図書につき各解体撤去対象区域のうち整備用地は除く。）を含む既存施設の解体・撤去についての完了報告書を市に提出し、完了状況の確認を受けるものとする。ただし、市は、本条に定める完了状況の確認を行ったことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(既存施設のアスベスト)

第 25 条 構成企業は、自己の責任と費用において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に従い、既存施設の解体・撤去に先立ち、アスベスト含有材使用状況調査を実施し、実施後直ちに、調査結果を市に報告し確認を受けるとともに、関係法令に基づき関係機関に対して報告する。

- 2 構成企業は、市に対し、前項の報告とともに、その除去処分方法（大気汚染防止法、石綿障害予防規則、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）等の関係法令に則った方法でなければならない。）について、予め提案し、市と協議のうえ、市の承諾を得たうえで、構成企業において、市の承諾を得た除去処分方法に従つて、適切にアスベスト含有材の処理を行う。
- 3 構成企業は、事前調査結果や石綿の飛散防止対策等の実施内容について公衆及び作業従事者の見やすい場所に掲示を行うものとする。
- 4 第 1 項の報告のうち関係法令に基づく報告は、原則として、石綿事前調査結果報告システムから電子申請により行うものとし、構成企業は同システムにより報告を行ったときは速やかに、市に対し同報告を行ったこと及び申請日等を報告する。なお、構成企業において、これによることができない正当な理由があるときは、同システムの報告書書式に準じた内容の書面により行うことができる。
- 5 市は、第 1 項の報告を受け確認したこと、及び第 2 項の承諾をしたことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
- 6 市は、既存施設に存するアスベストの除去処分に関し、原則として、構成企業に発生した追加費用及び損害を負担しないものとする。
- 7 市は、前項にかかわらず、飛散性アスベストの除去処分が必要となったときは、市の承諾した方法による当該アスベストの除去処分に起因して構成企業に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、構成企業は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(既存施設の P C B 使用機器及びフロン類使用製品の処置)

第 26 条 第 9 条（各種調査等）の規定にかかわらず、既存施設に、 P C B 使用機器の設置が確認された場合には、構成企業は、自らの責任及び費用負担により、法令及び市の指示に従い、それらの機器を P C B の飛散、流出、及び地下への浸透等がないように必要かつ適切な措置を講じて市に引き渡すこととする。

2 第 9 条（各種調査等）の規定にかかわらず、既存施設に、フロン類使用製品の存在が認められる場合には、構成企業は、自らの責任及び費用負担により市が指定する方法により、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき適正に処置する。

(整備施設の建設)

第 27 条 整備施設の建設は、構成企業のうち建設企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、本件日程表記載の日程に従い、法令及び業務水準を遵守のうえ、業務を履行するものとし、整備施設の建設に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建設代表者（代表企業）に対して行えば足りるものとする。

2 構成企業は、本設計施工契約、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、提案書類、本件日程表記載の日程、第 28 条（施工計画書等）に定める施工計画書等並びに第 17 条（設計）に規定する基本設計及び実施設計に従って、整備施設の建設工事を行う。

3 構成企業は、整備施設を本件日程表記載の日程に従い完成し、市に整備施設を引渡すものとする。市は、整備施設の引渡しを受けた後、第 62 条（対価等の支払い）の規定に従い整備業務に関する対価の支払いを行うものとする。

4 整備施設を完成するために必要な一切の方法については、構成企業が自己の責任において定めるものとする。

5 構成企業は、本件工事を実施する範囲を仮囲いで確實に区画を行い、区画外に建築資材の仮置き、駐車を生じさせないようにしなければならない。

6 構成企業は、建替住宅等について、和泉市営住宅条例に示す基準以上の性能を満たすものとし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく性能表示を行うとともに、同性能を満たしている旨の、指定住宅性能評価機関から、建設住宅性能評価書の交付を受け、各建替住宅等の市への引き渡し時までに市にこれらの評価書を提出しなければならない。

(施工計画書等)

第 28 条 構成企業は、本件工事着工前に施工計画書（本件工事の全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、市に提出するものとする。施工計画書の提出後に修正が必要となった場合、構成企業は、市と協議し、市の確認を得た

うえで、これを修正し、遅滞なく修正後の施工計画書を市に提出するものとする。

- 2 構成企業は、別途、市との間の協議により定める期限までに週間工程表を作成し、市に提出するものとする。週間工程表の提出後に修正が必要となった場合、構成企業は、適宜これを修正し、遅滞なく修正後の週間工程表を市に提出するものとする。
- 3 構成企業は、本件工事の全体工程表及び週間工程表記載の日程に従い工事を履行するものとする。
- 4 構成企業は、使用する資材について、本件工事の着工前に市の確認を受けることとし、確認する材料については、市と協議のうえで、材料リストを市へ提出するものとする。
- 5 市は、本条の協議、確認を理由として、本件工事に関し、何らの責任も負うものではない。

(第三者の使用)

- 第 29 条 構成企業は、本件工事を第三者に請け負わせる場合は、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙 9 の誓約書及び当該第三者と締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が本件工事の全部又はその主たる部分を請け負うことがないようにしなければならない。
- 2 構成企業は、前項に基づき本件工事の一部を請け負った者が、同工事にあたってさらに別の第三者に請け負わせる場合にも、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙 9 の誓約書及び当該請け負った者と別の第三者が締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が本件工事の全部又はその主たる部分を請け負うことがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に本件工事の一部を下請負させる等して、更なる下位の下請負人が現れる場合すべてに適用する。
 - 3 前 2 項の第三者の使用はすべて構成企業の責任において行うものとし、下請負人その他本件工事に関して構成企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて構成企業の責めに帰すべき事由とみなして、構成企業が責任を負うものとする。

(工事監理者等)

- 第 30 条 整備施設の整備業務に関する工事監理は、構成企業のうち工事監理企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、本件日程表記載の日程に従い、法令及び業務水準を遵守のうえ、工事監理者として、工事監理管理技術者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者）を整備用地に配置するほか、別紙 6 に従って担当者を配置して、業務を履行するものとし、当該工事監理に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は工事監理企業（複数ある場合に

は、工事監理代表者。) に対して行えば足りるものとする。

- 2 構成企業は、整備施設の整備業務に関する工事監理への着手前に、工事監理に関する基本的な方針を記載した書面を市に提出し、業務水準が反映されていること等の確認を受けるものとする。なお、市は、本項に定める報告の受領を行ったことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
- 3 構成企業は、工事監理者をして、市への毎月の定期的報告をさせるとともに、市の要求があった場合には、隨時これに応じて報告をさせるものとする。
- 4 構成企業は、前項の報告に当たり、第3条（事業履行の指針）の規定に基づき工事監理業務を履行するために、設計時に市に確認を受けた要求水準チェックリスト及び提案書チェックリストに基づき、自らが実施する設計業務及び工事監理業務の内容と要求水準チェックリスト及び提案書チェックリストに記載されている内容が整合していることを自ら確認するとともに、市の確認を受けなければならない。なお、市は、本項に定める確認を行ったことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
- 5 構成企業は、工事監理業務の完了時に、工事監理者をして、市の完成検査を受けさせるとともに完成確認報告をさせなければならない。
- 6 構成企業は、工事監理を第三者に委託する場合は、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙9の誓約書及び当該第三者と締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が工事監理の全部又はその主たる部分を受託することができないようにしなければならない。
- 7 構成企業は、前項に基づき工事監理の一部を受託した者が、同工事監理を行うにあたってさらに別の第三者に委託する場合にも、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙9の誓約書及び当該受託した者と別の第三者が締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が工事監理の全部又はその主たる部分を受託することができないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に工事監理の一部を委託する等して、更なる下位の再受託者が現れる場合すべてに適用する。
- 8 前2項の第三者の使用はすべて構成企業の責任において行うものとし、受託者その他工事監理に関して構成企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて構成企業の責めに帰すべき事由とみなして、構成企業が責任を負うものとする。

(保険)

第31条 構成企業は、自己の費用負担において、損害保険会社との間で、別紙11に記載する保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書については、市の確認を得るものとする。なお、構成企業が付保する保険は別紙11のものに限定されない。

- 2 構成企業は、本件工事開始の前日までに、前項の保険証書の正写文言を付した写しを市に提出しなければならない。
- 3 構成企業は、整備費が増減した場合又は本件工事の内容の変更その他の理由により工期が変更された場合において、市が必要と認めるときは、直ちに第1項に基づき締結した保険契約を変更し、かかる変更後の保険契約に係る保険証書の正写文言を付した写しを市に提出しなければならない。

(市による説明要求及び立会い)

- 第32条 市は、本件工事の進捗状況及び施工状況について、構成企業から、その営業時間中いつでも報告を受けることができるものとする。
- 2 市は、本件工事が業務水準に従い実施されていることを確認するため、整備施設の建設状況その他市が必要とする事項について、構成企業に事前に通知したうえで、構成企業又は下請負人（2次以降のすべての下請負人を含む。）に対してその説明を求めることができるものとする。
 - 3 前2項に規定する報告又は説明の結果、本件工事が業務水準を逸脱していることが判明した場合、市は構成企業に対してその是正を求めることができ、構成企業は自己の責任と費用負担をもってこれに従わなければならない。
 - 4 前項の是正要求に対し、構成企業は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
 - 5 構成企業は、工事期間中に構成企業が行う整備施設の工事についての検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
 - 6 市は、工事期間中、事前の通知なしに本件工事に立会うことができるものとする。
 - 7 市は、本条に規定する説明又は報告の受領、本件工事の立会いを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(中間検査)

- 第33条 整備施設が実施設計に従い建設されていることを検査するために、市は、工事期間中、必要な事項に関する中間検査を実施することができる。なお、市は、必要と認める場合は、構成企業をして、非破壊検査又は必要最低限の破壊検査（以下「破壊検査等」という。）を行わせることができる。その検査及び復旧に要する費用は構成企業の負担とする。
- 2 市は、前項に規定する中間検査及び破壊検査等の実施を理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
 - 3 中間検査の結果、本件工事が業務水準を逸脱していることが判明した場合、市は構成企業に対してその是正を求めることができ、構成企業は自己の責任と費用負担をもって

これに従わなければならない。

- 4 前項の是正要求に対し、構成企業は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。

(構成企業による完了検査)

第34条 構成企業は、自己の責任と費用負担において、整備施設の完了検査及び整備施設の設備機器等の検査を行うものとする。構成企業は、それぞれの検査の日程を、完了検査の7日前に市に対して通知しなければならない。

- 2 市は、構成企業が前項の規定に従い行う完了検査及び設備機器等の検査への立会いができるものとする。なお、市は、必要と認める場合は、構成企業をして、破壊検査等を行わせることができるるものとする。その検査及び復旧に要する費用は、構成企業の負担とする。
- 3 市は、前項に規定する完了検査への立会い及び破壊検査等の実施を理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
- 4 構成企業は、市の立会いの有無を問わず、第1項の整備施設の完了検査等の終了後速やかに、市に対して完了検査及び設備機器等の検査の結果を、建築基準法第7条第5項による検査済証、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項による検査済証、その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に報告しなければならない。

(市による完成検査)

第35条 市は、構成企業から前条第4項に定める報告を受けた場合、対象の整備施設に関し、14日以内に別紙12に記載する事項に関する完成検査をそれぞれ実施しなければならない。なお、市は、必要と認める場合は、破壊検査等を行うことができる。その検査及び復旧に要する費用は構成企業の負担とする。

- 2 完成検査の結果、対象の整備施設の状況が業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、判明した事項の具体的な内容を明らかにし、構成企業に対し期間を定めてその是正を求めることができ、構成企業は自己の費用負担をもってこれに従わなければならない。構成企業は、当該是正の完了後速やかに、市に是正の完了を報告しなければならない。
- 3 前項の是正要求に対し、構成企業は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 4 市は、構成企業が前項の是正の完了を報告した日から14日以内に、再完成検査を実施するものとする。当該再完成検査の結果、対象の整備施設の状況がなおも業務水準を逸脱していることが判明した場合の取扱いは、前2項の定めるところに準じるものとする。
- 5 整備施設の設備機器・器具等の試運転等は、市による対象の整備施設の完成検査前に

構成企業が実施し、その報告書を市に提出するものとする。

- 6 構成企業は、対象の整備施設の設備機器・器具等の取扱いに関する市への説明を、それらの試運転とは別に実施する。

(市による検査調書の交付)

第 36 条 市が、前条第 1 項に定める整備施設の完成検査又は前条第 4 項に定める再完成検査を実施し、前条第 2 項の規定に基づく是正を求める場合又は前条第 3 項の規定に基づき是正要求を撤回した場合で、かつ、構成企業が対象の整備施設に係る別紙 13 に記載する竣工図書のすべてを市に対して提出した場合、市は、竣工図書をすべて受領後 14 日以内に、構成企業に対して対象の整備施設の検査調書を交付する。

- 2 市は、前項の検査調書の交付を行ったことを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(工事期間の変更)

第 37 条 市が構成企業に対して工事期間の変更を請求した場合、市と構成企業は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 構成企業が不可抗力事由又は構成企業の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないことを理由として工事期間の変更を請求した場合、市と構成企業は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 3 前 2 項において、市と構成企業の間において協議が調わない場合、市が合理的な工事期間を定めるものとし、構成企業はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第 38 条 市は、必要があると認める場合、その理由を構成企業に通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項に従い本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。
- 3 構成企業は、自己の責めに帰さない事由により、本件工事が一時中止されている場合、中止の原因となる事由が止んだ場合には、本件工事の再開を市に求めることができる。

(工事の中止又は工事期間の変更による費用等の負担)

第 39 条 市は、市の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間の変更によって市に生じた追加費用又は損害及び構成企業に生じた合理的な追加費用又は損害を第 62 条（対価等の支払い）の対価とは別に負担しなければならない。この場合にあっては、構成企業は、当該追加費用又は損

害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 2 構成企業は、構成企業の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間変更によって構成企業に生じた追加費用又は損害及び市に生じた合理的な追加費用又は損害を負担しなければならない。
- 3 法令変更事由により本件工事が中止され又は工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は工事期間の変更によって市及び構成企業に生じた追加費用又は損害の負担については、第 80 条（法令変更による追加費用・損害の扱い）によるものとする。
- 4 不可抗力により本件工事が中止され又は工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は工事期間変更によって市及び構成企業に生じた追加費用又は損害の負担については、第 82 条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）によるものとする。

（本件工事中に構成企業が第三者に与えた損害）

第 40 条 構成企業が本件工事の施工に関し第三者に損害を与えた場合、構成企業は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

第 7 章 開館準備支援業務

（開館準備支援業務）

第 41 条 多世代交流施設に係る開館準備支援業務は、構成企業のうち建設企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、本件日程表記載の日程に従い、法令及び業務水準を遵守のうえ、業務を履行するものとし、開館準備支援業務に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建設企業（複数ある場合には代表企業）に対して行えば足りるものとする。

- 2 開館準備支援業務に要する費用は本設計施工契約書、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に別段の定めがある場合を除き、すべて構成企業が負担するものとし、市は第 62 条（対価等の支払い）で定める対価を除き、構成企業に何らの対価も支払わないものとする。

（開館準備支援業務計画書）

第 42 条 構成企業は、本設計施工契約締結後直ちに、市と協議のうえ開館準備支援業務計画書を作成し、市に提出してその承諾を得るものとする。開館準備支援業務計画書の提出後に修正が必要となった場合、構成企業は、市と協議し、市の承諾を得たうえで、これを修正するものとする。

- 2 市は、前項の承諾を理由として、開館準備支援業務に関し、何らの責任も負うもので

はない。

(第三者の使用)

第 43 条 構成企業は、開館準備支援業務を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙 9 の誓約書及び当該第三者と締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が開館準備支援業務の全部又はその主たる部分を受託し又は請け負わせることがないようにしなければならない。

- 2 構成企業は、前項に基づき開館準備支援業務の一部を受託し又は請け負った者が、開館準備支援業務を行うにあたってさらに別の第三者に再委託し又は請け負わせる場合にも、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙 9 の誓約書及び当該受託した者と別の第三者が締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が開館準備支援業務の全部又はその主たる部分を再受託し又は請け負うことがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に開館準備支援業務を委託し又は請け負わせる等して、更なる下位の再受託者又は下請負人が現れる場合すべてに適用する。
- 3 前 2 項の第三者の使用はすべて構成企業の責任において行うものとし、再受託者又は下請負人その他開館準備支援業務に関して構成企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて構成企業の責めに帰すべき事由とみなして、構成企業が責任を負うものとする。

(市に対する報告、市による説明要求)

第 44 条 市は、開館準備支援業務の進捗状況について、構成企業から報告を受けることができるものとする。報告の時期、頻度、及び内容については、市が、構成企業と協議のうえ決定する。

- 2 市は、開館準備支援業務が、業務水準及び第 42 条（開館準備支援業務計画書）に定められた開館準備支援業務計画書に従い実施されていることを確認するため、市が必要とする事項について、構成企業に事前に通知したうえで、構成企業、再受託者又は下請負人に対してその説明を求めるものとする。
- 3 前 2 項に規定する報告又は説明の結果、開館準備支援業務が業務水準又は第 42 条（開館準備支援業務計画書）に定められた開館準備支援業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は構成企業に対してその是正を求めるものとし、構成企業は自己の責任と費用負担をもってこれに従わなければならない。
- 4 前項のは是正要求に対し、構成企業は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 5 市は、本条に規定する説明又は報告の受領を理由として、開館準備支援業務の全部又

は一部について何らの責任も負担するものではない。

(開館準備支援業務の中止)

- 第 45 条 市は、必要があると認める場合、その理由を構成企業に通知したうえで、開館準備支援業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項に従い、開館準備支援業務の全部又は一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは開館準備支援業務期間を変更することができる。
- 3 構成企業は、自己の責めに帰さない事由により、開館準備支援業務が一時中止されている場合、中止の原因となる事由が止んだ場合には、開館準備支援業務の再開を市に求めることができる。

(開館準備支援業務の中止による費用等の負担)

- 第 46 条 市は、前条による開館準備支援業務の一時中止が構成企業の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、構成企業が開館準備支援業務の再開に備え、労働者等を保持するための費用、その他開館準備支援業務の一時中止に伴い生じた合理的な追加費用又は損害を負担しなければならない。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第 8 章 入居者等移転支援業務

(入居者等移転支援業務)

- 第 47 条 入居者等移転支援業務は、構成企業のうち移転支援企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、本件日程表記載の日程に従い、法令及び業務水準を遵守のうえ、業務を履行するものとし、入居者等移転支援業務に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は移転支援企業（複数ある場合には移転支援代表者）に対して行えば足りるものとする。
- 2 構成企業は、入居者等移転支援業務を行うにあたっては、第三者の身体、財産又は権利を侵害しないような措置を自己の責任で行うものとし、適切な措置を怠ったために第三者に損害が生じた場合、構成企業がこれを賠償し、市に一切の負担をかけないものとする。
- 3 入居者等移転支援業務に要する費用は本設計施工契約書、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に別段の定めがある場合を除き、すべて構成企業が負担するものとし、市は第 62 条（対価等の支払い）で定める対価を除き構成企業に何らの対価も支払わないものとする。

(入居者等移転支援業務計画書)

第48条 構成企業は、本設計施工契約締結後直ちに入居者等移転支援業務計画書を作成し、市に提出してその承諾を得るものとする。入居者等移転支援業務計画書の提出後に修正が必要となった場合、構成企業は、市と協議し、市の承諾を得たうえで、これを修正するものとする。

- 2 構成企業は、第1項の規定に基づき入居者等移転支援業務を履行するために、入居者等移転支援業務に着手する前に要求水準チェックリスト及び提案書チェックリストを作成し、事前に市の承諾を得なければならない。
- 3 構成企業は、自らが実施する入居者等移転支援業務の内容と要求水準チェックリスト及び提案書チェックリストに記載されている内容が整合していることを自ら確認するとともに、市の確認を受けなければならない。
- 4 市は、本条の承諾及び確認を理由として、入居者等移転支援業務に関し、何らの責任も負担するものではない。

(第三者の使用)

第49条 構成企業は、入居者等移転支援業務を第三者に再委託し又は請け負わせる場合は、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙9の誓約書及び当該第三者と締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が入居者等移転支援業務の全部又はその主たる部分を受託し又は請け負うことがないようにしなければならない。

- 2 構成企業は、前項に基づき入居者等移転支援業務の一部を再受託し又は請け負った者が、入居者等移転支援業務を行うにあたってさらに別の第三者に再委託し又は請け負わせる場合にも、当該第三者が暴力団等ではないことを表明した別紙9の誓約書及び当該受託した者と別の第三者が締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、構成企業は、当該第三者が入居者等移転支援業務の全部又はその主たる部分を再受託し又は請け負うことがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に入居者等移転支援業務を委託し又は請け負わせる等して、更なる下位の再受託者又は下請負人が現れる場合すべてに適用する。
- 3 前2項の第三者の使用はすべて構成企業の責任において行うものとし、再受託者又は下請負人その他入居者等移転支援業務に関して構成企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて構成企業の責めに帰すべき事由とみなして、構成企業が責任を負うものとする。

(市による説明要求)

第50条 市は、入居者等移転支援業務の進捗状況について、構成企業から報告を受ける

ことができるものとする。

- 2 市は、入居者等移転支援業務が、業務水準及び第48条（入居者等移転支援業務計画書）に定められた入居者等移転支援業務計画書に従い実施されていることを確認するため、市が必要とする事項について、構成企業に事前に通知したうえで、構成企業、再受託者又は下請負人（2次以降のすべての下請負人を含む。）に対してその説明を求めることができるものとする。
- 3 前2項に規定する報告又は説明の結果、入居者等移転支援業務が業務水準又は第48条（入居者等移転支援業務計画書）に定められた入居者等移転支援業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は構成企業に対してその是正を求めるものとし、構成企業は自己の責任と費用負担をもってこれに従わなければならない。
- 4 前項の是正要求に対し、構成企業は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 5 市は、本条に規定する説明又は報告の受領を理由として、入居者等移転支援業務の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

（構成企業による移転期間中の事業用地等の管理）

- 第51条 構成企業は、入居者等移転支援業務期間中、事業用地内について定期的に巡回を行い、必要に応じて掲示板や柵を設け、不審者の侵入やごみの不法投棄等の未然防止に努めるものとする。
- 2 入居者等移転支援業務期間中に事業用地内の不法投棄等が発生した場合は、原則として構成企業の費用負担で撤去するものとする。ただし、事業者が市と合意した不法投棄の防止策を適切に実施したにも関わらず不法投棄が発生した場合や、法令上特別な処理を必要とするものや処理に多額の費用を要するものについては、市と協議を行い、市が事前に了承したものに限り、市が合理的な費用を負担する。

（構成企業による入居者移転支援業務の実施及び報告）

- 第52条 構成企業は、入居者移転支援業務に関し、業務水準に従い、次の各号に掲げる業務を実施し、市に対し、次の各号に掲げる業務に関する業務報告書を作成・提出する。
- (1) 移転意向確認書を受付け（受取り）、その状況を速やかに市に報告する。
 - (2) 建替住宅の内覧会開催前に開催内容の確認を行い、その確認を得た後、内覧会を実施する。
 - (3) 移転等説明会及び住戸等決定抽選会開催前に、市に開催内容（配付資料等の提示）の確認を行い、その確認を得た後、移転等説明会及び住戸抽選会を実施する。
 - (4) 住戸等決定抽選会実施後に、市に結果を報告する。
 - (5) 入居説明会を開催し、その開催後、建替住宅への入居日が決定し次第、移転報告

書に建替住宅の決定状況（建替住宅決定移転者名等）を記載し、市に報告する。

(6) 移転等の各種書類を受取り、週に1回以上、移転等の各種書類の受取状況及び移転等状況（移転等完了者、移転等日決定者等）の報告を市に行う。

(7) 移転等開始日から1か月半が経過しても、移転等日の見通しが立たない入居者がいる場合には、その理由を調査し、市に報告する。

(8) 移転等対象者の移転等日の日時等の調整をし、その結果を、適宜、市に報告する。

(9) 民間住宅移転支援金申請者（申請予定者を含む）の移転先、移転日等の状況を、適宜、市に報告する。

2 市は、前項の確認及び報告の受領を理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

（構成企業による店舗使用者の移転に関する協力）

第 53 条 構成企業は、店舗使用者の移転に関し市が行う業務につき、市の求めに応じ、移転支援企業において資料作成、並びに市に対する情報提供及び助言等の協力をを行う。

（構成企業による退去等支援業務の実施）

第 54 条 構成企業は、退去等を希望する入居者がいる場合に移転支援企業において退去等支援業務を隨時行い、適宜、市に報告する。

2 市は、前項の報告の受領を理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

（モニタリング）

第 55 条 構成企業及び市は、業務水準及び第 48 条（入居者等移転支援業務計画書）に定められた入居者等移転支援業務計画書に基づいて入居者等移転支援業務を履行するため、本設計施工契約締結後直ちにモニタリング計画書を作成し、市の承諾を得たうえで、モニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施し、建替住宅への本移転開始日から本移転支援業務完了までの間については週 1 回、それ以外の期間については月 1 回、モニタリング報告書を市に提出するものとする。

2 構成企業は、何らかの事由で入居者等移転支援業務に関し、業務水準又は入居者等移転支援業務計画書の内容を充足していない状況又は逸脱している状況が生じ、かつ、これを構成企業自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。

3 構成企業の業務の状況が業務水準又は入居者等移転支援業務計画書の内容を客観的に逸脱しているとの合理的な疑いが存する場合、市は構成企業に対して、当該疑いのある点についての必要かつ合理的な説明及び報告を求めることができる。

- 4 前項の説明及び報告を受けても前項の疑いが解消しない場合、市は構成企業に対して、当該疑いのある点についての調査を行うよう求めることができる。
- 5 前各項のモニタリングの結果、構成企業による入居者等移転支援業務の履行が業務水準又は入居者等移転支援業務計画書の内容を充足せず、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は当該業務について改善要求措置を行うものとし、構成企業はこの要求に従わなければならない。
- 6 前項の措置が完了するまでは、市は移転支援業務費及び移転支援実費の支払いを留保する。
- 7 入居者移転支援業務は、移転等が終了し（第 58 条（入居者等移転支援業務期間及びその変更）第 3 項又は第 6 項の規定により入居者等移転支援業務の履行を免れた部分を除く。）、かつ、入居者等移転業務終了期限（第 58 条（入居者等移転支援業務期間及びその変更）の規定により入居者等移転業務期間が延長された場合には、延長後の期限。以下同じ）までのすべての入居者等移転支援業務のモニタリングが完了したときをもって、完了したものとする。
- 8 市は、本条のモニタリングを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

（入居者に対する移転料の支払い等）

- 第 56 条 構成企業は、入居者による移転等が完了した空き住戸の検査を行い、入居者が処分すべき物品等を残置している場合はその旨を市に報告し、入居者に対し、残置物のある状況及び残置物の処分の完了確認後に移転料が支払われることを通知する。また、同検査で問題がない場合、構成企業は、空き住戸の鍵を市に返還するとともに、入居者に対して、移転料の支払いを行う。ただし、本設計施工契約書、入札説明書等又は入札説明書等に関する質問への回答に基づき留保することができる場合は除く。
- 2 構成企業は、移転料から残置物の撤去費用を控除した時は、その旨を市に報告するとともに、入居者に対し、控除後の額を通知する。

（移転支援実費及びその請求手続）

- 第 57 条 構成企業は、市に対して、構成企業が入居者等移転支援業務に伴い実際に支払った移転料について、移転支援実費として、各年度末又は事前に定めた時期ごとに、別紙 14 に示す書類を提出することにより請求することができる。本請求に対する市の支払いは、第 62 条（対価等の支払い）第 9 項及び第 10 項による。

（入居者等移転支援業務期間及びその変更）

- 第 58 条 入居者等移転支援業務期間は、本件日程表記載の期間、又は別途、市と構成企業との間にて合意したときは、その合意した期間のとおりとする。

- 2 構成企業が業務水準に従って業務を履行したにもかかわらず、入居者の責めに帰すべき事由、市の責めに帰すべき事由、不可抗力事由又は法令変更事由により、入居者等移転支援業務期間内に入居者移転支援業務が終了しなかった場合、構成企業は入居者等移転支援業務を3か月間は延長して行うものとし、市も入居者等移転支援業務その他必要な業務を行うものとする。また、この延長に伴い構成企業に追加費用又は損害が生じた場合には、市が合理的範囲でこれを負担するものとする。ただし、構成企業は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 前項により入居者等移転支援業務を3か月間延長したにもかかわらず、同延長期間内に入居者等移転支援業務が完了しない場合、構成企業は当該未完了部分についての入居者等移転支援業務の履行義務を免れる。この場合にあっても構成企業の移転支援業務費は減額されないものとする。
- 4 前項の場合、構成企業は前項による延長終了後の対応の有無、内容及び構成企業が対応する場合の追加費用について、市と協議を行う。
- 5 構成企業の責めに帰すべき事由により、入居者等移転支援業務期間中にすべての移転等及び店舗等移転等が終了しない場合、構成企業は、市の指示に従って、構成企業の責任と費用負担で入居者等移転支援業務を移転等及び店舗等移転等の終了まで行うものとする。
- 6 第2項又は前項の事由以外の事由により入居者等移転支援業務期間中に移転等及び店舗等移転等が終了しない場合、構成企業は入居者等移転支援業務を3か月間は延長して行うものとし、この延長に伴い生じる追加費用又は損害のうち、第57条（移転支援実費及びその請求手続）記載の移転支援実費に関する追加費用は市が負担し、それ以外の追加費用又は損害は各自が負担するものとする。本項の場合で、延長期間内に入居者等移転支援業務が完了しない場合、第3項を準用する。

（入居者等移転支援業務の中止）

- 第59条 市は、必要があると認める場合、その理由を構成企業に通知したうえで、入居者移転支援業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項に従い、入居者等移転支援業務の全部又は一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは入居者移転支援業務期間を変更することができる。
 - 3 構成企業は、自己の責めに帰さない事由により、入居者等移転支援業務が一時中止されている場合、中止の原因となる事由が止んだ場合には、入居者等移転支援業務の再開を市に求めることができる。

（入居者等移転支援業務の中止による費用等の負担）

- 第60条 市は、前条による入居者等移転支援業務の一時中止が構成企業の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、構成企業が入居者等移転支援業務の再開に備え、

労働者等を保持するための費用、その他入居者等移転支援業務の一時中止に伴い生じた合理的な追加費用又は損害を負担しなければならない。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

第9章 整備施設の所有権移転・引渡し

(所有権移転・引渡し等)

第61条 構成企業は、整備施設の所有権移転・引渡し日までに、市から検査調書の交付を受けたうえ、市に対し、整備施設の所有権を移転し、引渡すものとする。

2 構成企業は、整備施設の竣工後、整備施設の所有権移転・引渡し日までの間に、整備用地の確定測量図を作成し、市に対し、所有権移転・引渡し日までにその確定測量図を提出する。

第10章 対価等の支払い

(対価等の支払い)

第62条 本事業に係る対価等は、金●円（うち消費税及び地方消費税金●円。内訳は以下のとおり。）とする。

(1) 整備費 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

ア 1期事業及び2期事業・事前調査業務費及び設計業務費 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(ア) 1期事業 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 建替住宅等 事前調査業務費及び設計業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

b 建替店舗等 事前調査業務費及び設計業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(イ) 2期事業 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 建替住宅等 事前調査業務費及び設計業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

b 建替店舗等 事前調査業務費及び設計業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

c 多世代交流施設 事前調査業務費及び設計業務費（開館準備支援業務費を含む）

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

イ 1期事業及び2期事業・建設業務費 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(ア) 1期事業 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 建替住宅等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

b 建替店舗等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(イ) 2期事業 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 建替住宅等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

b 建替店舗等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

c 多世代交流施設

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

ウ 1期事業及び2期事業・工事監理業務費 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(ア) 1期事業 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 建替住宅等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

b 建替店舗等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(イ) 2期事業 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 建替住宅等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

b 建替店舗等

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

c 多世代交流施設

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

エ 1期事業及び2期事業・解体撤去等費 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(ア) 別紙4の1の「1期事業 解体撤去対象区域」

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

a 事前調査業務費及び設計業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

- b 解体撤去業務費 金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）
(イ) 別紙 5 の 1 の「2期事業 解体撤去対象区域」

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

- a 事前調査業務費及び設計業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

- b 解体撤去業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(2) 移転支援業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(3) 地域コミュニティとの連携・支援業務費

金●円（うち消費税及び地方消費税 金●円）

(4) 移転支援実費 金 110,000,000 円(不課税につき、消費税及び地方消費税は含まず)

ただし、構成企業から入居者への支払実績により決定する。

2 市は、前項第 1 号の整備費につき、各会計年度末又は市と構成企業が事前に定めた時期の出来高の 10 分の 9 以内の金額又は別紙 15 に定める各会計年度の支払限度額のうちどちらか低い方の金額を構成企業から市の定める様式による請求書を受領した日から第 3 項に規定する費用項目においては 40 日以内に、その他の費用項目においては 30 日以内に構成企業に支払うものとする。ただし、前項第 1 号の「ア 1期事業及び2期事業 事前調査業務費及び設計業務費」、並びに「エ 1期事業及び2期事業・解体撤去等費」の各「a 事前調査業務費及び設計業務費」については、内訳項目として記載の各業務が完了した会計年度の年度末に一括して支払う。

3 市は、前項にかかわらず、第 1 項第 1 号の「イ 1期事業及び2期事業・建設業務費」及び「エ 1期事業及び2期事業・解体撤去等費 (ア) 及び (イ)」の各「b 解体撤去業務費」について、市又は構成企業から相手方に対して請求のあった場合は、次条に基づく調整をした金額の 10 分の 9 以内の金額又は別紙 15 に定める各会計年度の支払限度額のうちどちらか低い方の金額を支払うものとする。

4 市は、前 2 項の構成企業に対する支払いに当たり、第 63 条（前金払）及び第 65 条（部分払）により支払済みの金額があるときは、出来高の 10 分の 9 以内の金額から当該支払い済みの金額を控除したうえで支払う。

5 市は、第 1 項第 1 号の整備費のうち、次条に基づく調整の対象となる整備費は調整の対象後の金額につき、その調整の対象となるもの以外の整備費は第 1 項第 1 号の金額につき、内訳項目として記載の各業務が完了した後、構成企業の請求により市による出来高の検査を実施し、各業務に係る整備費の前 3 項による支払後の残額を市による出来高の検査が完了した日以降で構成企業から市の定める様式による請求書を受領した日から

第3項に規定する費用項目においては40日以内に、その他の費用項目においては30日以内に構成企業に支払うものとする。ただし、第63条（前金払）及び第65条（部分払）により支払済みの金額を除く。

- 6 構成企業は、次項による、第1項第2号の移転支援業務費、第1項第3号の地域コミュニティとの連携・支援業務費、及び第1項第4号の移転支援実費の金額の決定のため、市に対し、各会計年度の入居者等移転支援業務及び地域コミュニティとの連携・支援業務の実績の報告を、市の定める様式で、各年度末又は市と構成企業が事前に定めた期日までに行う。
- 7 市は、前項に基づく実績の報告内容を確認し、別紙15に定める各会計年度の支払限度額以内で実績に応じて市が査定して支払う各会計年度の移転支援業務費、地域コミュニティとの連携・支援業務費及び同じく実績に応じて市が査定して支払う移転支援実費を決定し、構成企業に通知することとし、同通知を受けて、構成企業は市に対して請求書を提出する。
- 8 市は、前項の支払いにより第1項第2号の移転支援業務費及び第1項第3号の地域コミュニティとの連携・支援業務費の支払いに残額が生じるときは、各業務が完了した後、構成企業は市に対してその残額の請求書を提出する。
- 9 市は、構成企業から前2項に規定する請求書を受領した日から30日以内に、当該請求にかかる移転支援業務費、地域コミュニティとの連携・支援業務費及び移転支援実費を構成企業に支払うものとする。
- 10 本設計施工契約に定める市の支払いは、代表企業の指定する口座に振り込んで支払うものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく本事業に係る対価の額の変更)

- 第62条の2 市又は構成企業は、入札説明書等が公表された令和7年1月21日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により前条第3項に規定する費用項目の対価の金額（以下、本条で「工事代金額」という。）が不適当となったと認めたときは、相手方に対して本件工事に係る対価の変更を請求することができる。
- 2 市又は構成企業は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（工事代金額から当該請求時の出来形部分に相応する工事代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、工事代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前工事代金額及び変動後工事代金額は、入札説明書等が公表された令和7年1月21日が属する月の物価指数等（以下、「変動前物価指数等」という。）に対して、請求のあった日が属する月の物価指数等（以下、「変動後物価指数等」という。以下、単に「物価

指数等」という場合は、変動前物価指数等と変動後物価指数等を総称している。) を対比することにより、市と構成企業とが協議して定めるものとする。なお、この物価指数等の根拠となる資料・指標等の採用及び変動前物価指数等と変動後物価指数等の対比方法の決定にあたっては、市及び構成企業は十分に協議し、相互に協調して定めるものとする。ただし、物価指数等の根拠となる資料・指標等の採用及び物価指数等の対比方法の決定に係る協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、構成企業に通知する。

- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により工事代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「入札説明書等が公表された令和 7 年 1 月 21 日」とあるのは、「直前のこの条に基づく工事代金額変更の基準とした日」とするものとする
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事代金額が不適当となったときは、市又は構成企業は、前各項の規定によるほか、工事代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事代金額が著しく不適当となったときは、市又は構成企業は、前各項の規定にかかわらず、工事代金額の変更を請求することができる。この場合において、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第 3 項の規定を準用する。
- 7 前 2 項の場合において、工事代金額の変更額については、市と構成企業とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、構成企業に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、市が構成企業の意見を聴いて定め、構成企業に通知しなければならない。ただし、市が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、構成企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(前金払)

第 63 条 構成企業は、市に対し、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項の保証事業会社(以下、本条において「保証事業会社」という。)と、第 62 条第 1 項第 1 号の整備費のうち「ア 1 期事業及び 2 期事業・事前調査業務費及び設計業務費」、「イ 1 期事業及び 2 期事業・建設業務費」及び「エ 1 期事業及び 2 期事業・解体撤去等費」の各「a 事前調査業務費及び設計業務費」及び「b 建設業務費」に係る整備費につき、本件日程表記載の日程に基づく各業務完了の時期(各業務完了の時期の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下、本条に

おいて「保証契約」という。)を締結したときは、その保証証書を市に預託して、その保証契約で保証されている、本件日程表記載の日程又は市と構成企業との間の合意に基づく各業務完了の時期(各業務完了の時期の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)までの各業務に関して市と構成企業が別途合意した各会計年度の出来高予定額に対し、各会計年度の年度末までに、1回に限り、前払金の支払いを請求することができる。ただし、構成企業が市に対し第35条(市による完成検査)に基づき完成検査を請求したときは、この限りでない。

- 2 構成企業は、前項の前払金につき、前項の内訳項目の整備費ごとに、かつ、その各会計年度の出来高予定額に対して、「ア 1期事業及び2期事業・事前調査業務費及び設計業務費」及び「エ 1期事業及び2期事業・解体撤去等費」の各「a 事前調査業務費及び設計業務費」では3割、その他の業務では4割相当額を上限として請求することができるものとする。
- 3 市は、第1項及び前項に基づく請求があったときは、次項に定める場合を除き、請求を受けた日から起算して第62条第3項に規定する費用項目においては40日以内、その他の費用項目においては30日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、市は、特別の事情がある場合には、その支払期限を延長することができ、構成企業は市による支払期限の延長に異議を述べることはできない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、前会計年度末までにおける第1項の各内訳項目の整備費の額の総額が、前会計年度までの各内訳項目の整備費の出来高予定額の総額に達しないときには、構成企業は、第1項の各内訳項目の整備費の額の総額が、前会計年度までの出来高予定額の総額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することはできない。
- 5 第1項及び第2項の場合において、前会計年度末までにおける第1項の各内訳項目の整備費の額の総額が、前会計年度までの出来高予定額の総額に達しないときは、第1項の各内訳項目の整備費の額の総額が、当該出来高予定額の総額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、構成企業は、保証期限の延長について、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 6 市は、構成企業に対し、本条に基づき前払金を支払ったときは、その支払った金額を前条に基づく各年度末の支払いから控除する。

(解除に伴う前払金に関する措置)

第64条 事由の如何を問わず、本設計施工契約が解除された場合には、構成企業は市に対し、前条の前払金を直ちに返還しなければならないものとし、市は構成企業に対する前払金返還請求権を市が構成企業に対し本設計施工契約に基づき負担する債務との間で相殺することができるものとする。ただし、市は相殺の義務を負うものではない。

- 2 前項の場合において、市が第70条(構成企業の債務不履行等による契約解除)第2項、

第71条（市の債務不履行による契約解除）第1項、第72条（市の任意解除権）第3項、第73条（法令変更による解除）第1項、又は第74条（不可抗力による契約解除）第1項に基づき出来形部分を買い受けるときは、前項の前払金の返還額を当該買受金額から控除する。

3 構成企業は、前項の控除後も受領済みの前払金になお余剰があるときは、本設計施工契約の解除が第70条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第1項の規定によるときには、その余剰額に前払金支払いの日から返還の日までの日数に応じ前払金支払いの日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する財務大臣が指定する率で計算した額の利息を付した額を、本設計施工契約の解除が第71条（市の債務不履行による契約解除）第1項、第72条（市の任意解除権）第3項、第73条（法令変更による解除）第1項、又は第74条（不可抗力による契約解除）第1項の規定によるときには、その余剰額を、それぞれ市に返還しなければならない。

（部分払）

第65条 構成企業は、第62条第1項第1号の整備費、第1項第2号の移転支援業務費及び第1項第3号の地域コミュニティとの連携・支援業務費につき、本件日程表記載の日程又は市と構成企業との間の合意に基づく各業務完了の時期（各業務完了の時期の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）又は各業務完了までの事前に定めた時期において、同条第1項の内訳項目ごとの整備費のうち、当該時期までに完了している業務の出来形部分（移転支援業務及び地域コミュニティとの連携・支援業務費については実績、以下、本条において同じ）に相応する出来高から前会計年度末の出来高を控除した後の残額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を1会計年度ごとに1度に限り請求することができる。ただし、構成企業が第63条（前金払）の規定による前払金を請求したときは、市は、構成企業に対し、部分払いによる請求額から前払金の請求額を控除した後の残額を支払う。

2 構成企業は、前項に定める部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る完了業務に係る出来形部分に相応する出来高の検査を市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、構成企業の立会いのうえ、業務完了時、各年度末、又は事前に定めた時期を出来高の検査の基準日とする完了業務及び出来高の検査を行い、市が認めた出来高を構成企業に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を構成企業に通知して、本件工事の完了部分又は出来形部分について破壊検査等をすることができる。なお、市は、本項による確認を行ったことを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

4 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、構成企業の負担とする。

- 5 構成企業は、第3項の規定による市の確認があったときは、市に部分払を請求することができる。この場合にあっては、第62条第3項に規定する費用項目においては40日以内、その他の費用項目においては30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、構成企業が移転支援業務費及び地域コミュニティとの連携・支援業務費に係る部分払いを請求しようとするときは、第62条第6項及び第7項に準ずるものとする。

(整備施設の所有権移転・引渡しの遅延損害金)

- 第66条 整備施設の所有権移転・引渡しが、市の責めに帰すべき事由又は入居者の責めに帰すべき事由により、整備施設の所有権移転・引渡し日より遅れた場合、市は、構成企業に対して当該遅延に伴い構成企業に生じた合理的な追加費用又は損害を負担しなければならない。ただし、構成企業は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 2 整備施設の所有権移転・引渡しが、構成企業の責めに帰すべき事由により整備施設の所有権移転・引渡し日よりも遅れた場合、構成企業は市に対して、対象となる整備施設の整備費につき遅延日数に応じて、整備施設の所有権移転・引渡し日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する財務大臣が指定する率で計算した約定遅延損害金及び市に生じた損害が約定遅延損害金の額を超過する場合にはこの超過分相当額の賠償金をあわせて支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第67条 市は、引き渡された整備施設等の本件工事の目的物（以下、本条及び次条において「工事目的物」という。）がこの契約の内容に適合しないときは、構成企業に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項に規定する場合において、構成企業は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項に規定する場合において、同項の規定により市が相当の期間を定めて履行の追完を請求したにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、市は、工事目的物がこの契約の内容に適合しない程度に応じて本件工事に係る対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の請求をすることなく、直ちに、代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 構成企業が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は市の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行

しなければ契約をした目的を達することができない場合において、構成企業が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市が履行の追完の請求をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合の担保期間)

第 68 条 市は、引き渡された工事目的物に関し、第 61 条（所有権移転・引渡し等）の規定による所有権移転、引渡し（以下、本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、この契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を理由とする履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、本条において「追完請求等」という。）をすることができない。ただし、引渡し後 2 年経過時（植栽については 1 年経過時）に市の立会いのうえで実施される工事目的物の検査により判明した契約不適合については、市は本条本文の期間内に第 3 項の追完請求等を行ったものとみなす。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、設備機器・器具等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、市は、契約不適合を理由とする追完請求等をすることができない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかつた契約不適合については、市は、引渡しを受けた日から 1 年を経過する日までは契約不適合を理由とする追完請求等をすることができる。また、前項ただし書の規定は、本項に準用する。
- 3 契約不適合を理由とする追完請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該追完請求等の根拠を示して、構成企業の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 市が契約不適合を理由とする追完請求等をすることができる期間（以下、本条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を構成企業に通知した場合において、市が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による追完請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に契約不適合を理由とする追完請求等をしたものとみなす。
- 5 市は契約不適合を理由とする追完請求等を行ったときは、当該追完請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）の消滅時効の範囲で、当該追完請求等以外に必要と認められる追完請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が構成企業の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、構成企業の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに構成企業に通知しなければ、当該契約不適合を理由と

する追完請求等をすることはできない。ただし、構成企業が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 市は、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、引渡しを受けた日から 10 年を経過する日までは、契約不適合を理由とする追完請求等を行うことができる。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は、当該契約不適合を理由とする追完請求等をすることができない。ただし、構成企業がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 11 章 事業期間及び契約の終了

（事業期間）

第 69 条 本設計施工契約の事業期間は、本設計施工契約書記載のとおり、本設計施工契約として効力を生じたときから、整備施設の所有権移転・引渡しに係る一切の手続、建替住宅への移転、既存施設の解体・撤去、及び解体撤去対象区域に係る敷地整備等の本設計施工契約に基づき構成企業が履行すべき業務（ただし、第 23 条（解体撤去等に関する業務の解除条件等による一部無効）に基づき業務の範囲外となった解体撤去対象区域に係る既存施設の解体・撤去、工事監理及び敷地整備、並びに建替店舗等整備業務を除く。）の全てが完了するまでとする。

（構成企業の債務不履行等による契約解除）

第 70 条 事業期間において、次の各号のいずれかの事項が構成企業のいずれかに発生した場合は、市は、代表企業に対して通知することにより本設計施工契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 構成企業のいずれかが本事業の全部又は一部を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 構成企業のいずれかが、整備業務の開始日又は入居者等移転支援業務の開始日を過ぎても各業務を開始せず、市が相当の期間を定めて代表企業に対して催告したにもかかわらず、代表企業から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないと（又は代表企業が構成企業をして市が満足すべき合理的説明をさせないと）。
- (3) 契約期間内に整備業務及び入居者等移転支援業務を完了する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- (4) 構成企業のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開

始、特別清算手続開始その他の倒産法上の手続について、当該構成企業の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（当該構成企業の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

- (5) 構成企業のいずれかが、市に対して虚偽の報告書を提出する等虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 構成企業のいずれかが、業務水準に違反し、市が相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告（なお、かかる勧告においては、当該構成企業に対し、相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。以下同じ。）を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。
- (7) 構成企業のいずれかが、本設計施工契約に関して、次のアからエに定める場合のほか重大な法令違反を行ったとき。
- ア 公正取引委員会が、構成企業に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による命令（独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）
- (イ) 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。（ウ）において同じ。）
- (ウ) 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定による命令
- イ 公正取引委員会が、構成企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- ウ 構成企業の役員又は代理人、使用人その他の従業者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- エ その他本設計施工契約に係る入札に関して、構成企業が前各号の規定に該当する違法な行為を行ったことが明らかになったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、構成企業のいずれかが本設計施工契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本設計施工契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は構成企業のいずれかの財務状況の著しい悪化その他構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由により、本設計施工契約の履行が困難であると市が認めたとき。

- (9) 構成企業が暴力団等であることが判明したとき。
- (10) 構成企業が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (11) 構成企業が第 11 条（暴力団等の排除措置）第 6 項の規定による市の要求に従わなかったとき。
- (12) 第 9 号ないし前号に掲げるもののほか、構成企業が正当な理由なく本設計施工契約に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 構成企業から市に対するすべての整備施設の引渡しの前に前項により本設計施工契約が解除された場合、前項各号のいずれかに該当した構成企業は、解除された業務に係る対価に解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 10%（前項第 7 号に該当する場合は 20%）に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第 78 条（契約保証金等）に基づく履行保証保険金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合には当該受領金等を違約金に充当する。また、市は、解除した業務に関し、引渡し前の整備施設があるときは、その全部又は一部を第 34 条（構成企業による完了検査）ないし第 36 条（市による検査調書の交付）の手続を経たうえ、当該整備施設に係る整備費の金額に、整備施設の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査のうえ、出来形部分の評価額（新たな事業者が当該出来形を引き継いで当該整備施設の工事を完了させるために市において要する一切の費用（構成企業以外の者に発注することに要する手続費用を含む。）を、当該整備施設に係る整備費の金額から控除した残額）に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができ、当該整備施設又はその出来形部分の買受金額と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし、市は係る事項について義務を負わない。）。なお、この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 3 市が、前項により引渡し前の整備施設又はその出来形部分の全部又は一部の買受けを決定し、代表企業に対してその旨通知した場合には、当該整備施設又はその出来形部分を施工した構成企業は、直ちに、市の意向を確認したうえで仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じて、当該整備施設又はその出来形部分を市に引き渡す。
- 4 第 2 項の場合において、市が被った損害の額が第 2 項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について第 1 項各号に該当した構成企業に損害賠償請求を行うことができ、解除した業務に関し、市は整備施設又はその出来形部分の全部又は一部を買い受ける場合には、第 2 項により定まる整備施設又はその出来形部分の買受金額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし、市は

係る事項について義務を負わない。)。本項の相殺による決済が行われたときも、第2項のなお書きを準用する。

- 5 第2項の場合において、市が整備施設又はその出来形部分の全部又は一部を買い受けない場合、該当の整備施設又はその出来形部分の工事を担当した構成企業は、自己の責任と費用負担により、当該整備施設又はその出来形部分を原状に回復しなければならない。ただし、既に本設計施工契約に基づき引渡しがなされた部分を除く。当該構成企業が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は当該構成企業に代わって原状回復を行うことができ(ただし、市は係る事項について義務を負わない)、代表企業を含めいずれの構成企業もこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を当該構成企業に求償することができる。
- 6 構成企業からの市に対するすべての整備施設の引渡し後に、第1項により本設計施工契約が解除された場合、第1項各号に該当した構成企業は、解除された業務に係る対価に解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の10%(第1項第7号に該当する場合は20%)に相当する金額を違約金として支払う。この場合において、市が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について当該構成企業に損害賠償請求を行うことができる。市は、違約金及び損害賠償請求権と本事業に関する業務に係る対価を対当額にて相殺することができる(ただし、市は係る事項について義務を負わない)。
- 7 第1項により本設計施工契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係(整備施設の帰属を含むがこれに限られない)は当該解除により影響を受けないものとする。
- 8 本条による解除がなされた場合において、既に市に提出されていた整備施設の設計図書及び竣工図書その他本設計施工契約に関して市の要求に基づき作成された一切の書類について、市は、市の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき、構成企業は一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、構成企業又は第三者が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、構成企業は、当該構成企業又は第三者との関係で、市が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権又は工法を無償で使用することができるにしなければならない。
- 9 市は、構成企業に本条の解除原因が認められる場合又はそのおそれが生じた場合、本事業の目的が実質的に達成できるように、本条の解除原因が生じていない構成企業と、本事業の継続について協議を行う等の合理的な措置を講じることができる。
- 10 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第3号に該当するものみなす。
 - (1) 構成企業について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 構成企業について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成

14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 構成企業について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定する再生債務者等

(市の債務不履行による契約解除)

第71条 契約期間において、市が、本設計施工契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が代表企業による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、代表企業は構成企業を代表して本設計施工契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、市は、構成企業から市に対するすべての整備施設の引渡しの前に本条に基づき本設計施工契約が解除された場合、解除された業務に関し、引渡し前の整備施設があるときは、その全部又は一部を第34条(構成企業による完了検査)ないし第36条(市による検査調書の交付)の手続を経たうえ、当該整備施設に係る整備費の金額に、整備施設の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査のうえ、当該出来形部分の出来高に応じた整備費の金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる(ただし、市は係る事項について義務を負わない)。この場合、市は、当該整備施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 前項に基づき本設計施工契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害(構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。)を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

3 前条第7項及び第8項の規定は、本条の解除に準用する。

4 第1項に基づき本設計施工契約が解除された場合において、構成企業が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、構成企業が市の定める窓口に預かり証を提出した後、市は構成企業に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(市の任意解除権)

第72条 市は、代表企業に対して、6か月以上前に通知を行うことにより、特段の理由を有することなく本設計施工契約の全部又は一部を解除することができる。

2 構成企業から市に対するすべての整備施設の引渡しが完了した後に前項の規定に基づき市が本設計施工契約を全部又は一部解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。
(1) 市は本設計施工契約のうち未履行部分の入居者等移転支援業務についてのみ、将来に向けて全部又は一部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除さ

れた業務に関する市及び構成企業の権利義務は将来に向けて消滅する。

- (2) 前号の解除がなされた場合、市は構成企業に対し、本設計施工契約に基づいて既に履行された業務に係る対価を本設計施工契約に規定する支払方法に従って支払う。
 - (3) 第1号に基づき本設計施工契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 構成企業から市に対するすべての整備施設の引渡しが完了する前に第1項の規定に基づき市が本設計施工契約を解除する場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 市は本設計施工契約のうち完了済みの業務に係る部分については解除することはできず、未履行の業務についてのみ、将来に向けて全部又は一部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する市及び構成企業の権利義務は将来に向けて消滅する。
 - (2) 前号の解除がなされた場合、市は、解除された業務に関し、引渡し前の整備施設があるときは、その全部又は一部を第34条（構成企業による完了検査）ないし第36条（市による検査調書の交付）の手続を経たうえ、当該整備施設に係る整備費に係る対価の金額に、整備施設の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査のうえ、当該出来形部分の出来高に応じた整備費の金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる（ただし、市は係る事項について義務を負わない。）。この場合、市は、当該整備施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
 - (3) 第1号に基づき本設計施工契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 第1項に基づき本設計施工契約が解除された場合において、構成企業が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、構成企業が市の定める窓口に預かり証を提出した後、市は構成企業に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。
- 5 第70条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第7項及び第8項の規定は本条の解除に準用する。

(法令変更による契約解除)

第 73 条 契約期間において、第 79 条（通知の付与及び協議）第 4 項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本設計施工契約の締結後における法令変更（本件国庫交付金の全部又は一部が交付されないこととなった場合を含む。以下同じ。）により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本設計施工契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議のうえ、本設計施工契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、構成企業から市に対するすべての整備施設の引渡しの前に本条に基づき本設計施工契約が解除された場合で、解除された業務に関し、引渡し前の整備施設があるときは、その全部又は一部を第 34 条（構成企業による完了検査）ないし第 36 条（市による検査調書の交付）の手続を経たうえ、当該整備施設に係る整備費の金額に、整備施設の出来形部分があるときは、市は、その全部又は一部を検査のうえ、当該出来形部分の出来高に応じた整備費の金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる（ただし、市は係る事項について義務を負わない。）。この場合、市は、当該整備施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第 70 条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第 7 項及び第 8 項の規定は本条の解除に準用する。

(不可抗力による契約解除)

第 74 条 契約期間において、第 81 条（通知の付与及び協議）第 4 項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本設計施工契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本設計施工契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議のうえ、本設計施工契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、構成企業から市に対するすべての整備施設の引渡しの前に本条に基づき本設計施工契約が解除された場合で、解除された業務に関し、引渡し前の整備施設があるときは、その全部又は一部を第 34 条（構成企業による完了検査）ないし第 36 条（市による検査調書の交付）の手続を経たうえ、当該整備施設に係る整備費の金額に、整備施設の出来形部分があるときは、市は、その全部又は一部を検査のうえ、当該出来形部分の出来高に応じた整備費の金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる（ただし、市は係る事項について義務を負わない。）。この場合、市は、当該整備施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第 70 条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第 7 項及び第 8 項の規定は本条の解除に準用する。

(設計施工契約終了に際しての処置)

- 第75条 構成企業は、事由の如何を問わず、本設計施工契約の全部又は一部が終了した場合において、契約終了の対象となる事業用地又は整備施設内（構成企業のために設けられた控室等を含む。）に構成企業が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならぬ。
- 2 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当な期間内に前項の物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適切な処置を行うことができる（ただし、市は係る事項について義務を負わない。）。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し出ることができない。また、市が当該処置に要した費用を構成企業は負担する。
- 3 構成企業は、本設計施工契約が終了した場合において、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに、市に対し、市が、整備施設を維持管理及び運営し入居者等移転支援業務を継続履行及び完了するために必要なすべての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の費用負担)

- 第76条 本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本設計施工契約に別段の定めがある場合を除き、構成企業がこれを負担する。

第12章 表明・保証及び誓約

(事実の表明・保証及び誓約)

- 第77条 構成企業は、市に対して、本設計施工契約締結日現在において、自らにつき次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 構成企業が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本設計施工契約を締結し、及び本設計施工契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 構成企業による本設計施工契約の締結及び履行は、構成企業の目的の範囲内の行為であり、構成企業が本設計施工契約を締結し、履行することにつき法令上及び構成企業の内部規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
- (3) 本設計施工契約の締結及び本設計施工契約に基づく義務の履行は、構成企業に適用のある法令及び構成企業の内部規則に違反せず、構成企業が当事者であり、若しくは構成企業が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は構成企業に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

- (4) 本設計施工契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある構成企業の債務を構成し、本設計施工契約の規定に従い強制執行可能な構成企業の債務が生じること。
- 2 構成企業は、本設計施工契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を市に対して誓約する。
- (1) 本設計施工契約を遵守すること。
 - (2) 構成企業は、市の事前の書面による承諾なしに、本設計施工契約上の地位及び権利義務、並びに、本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- 3 市が前項第2号の承諾を与える場合には、次の各号に掲げる条件を付すことができる。
- (1) 市は、本設計施工契約に基づき本事業に関する業務に係る対価の減額及び支払拒絶ができる。
 - (2) 市が構成企業に対して本設計施工契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を本事業に関する業務に係る対価から控除できること。
 - (3) 市の事前の書面による承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
 - (4) 代表者又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。
 - (5) その他市が本事業の維持継続に必要と判断した合理的な事項

第13章 契約保証金等

（契約保証金等）

- 第78条 構成企業は、市に対して、本設計施工契約締結日から整備施設の引渡しが完了する日までの間、整備費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額。以下、本条において同じ。）の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 本設計施工契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険の締結
 - (2) 本設計施工契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 整備費の額につき変更があった場合には、変更後の整備費の額に第1項に規定する率を乗じた額に達するまで、市及び構成企業は、契約保証金の額の増額又は減額を請求することができる。

第14章 法令変更

(通知の付与及び協議)

- 第79条 構成企業は、本設計施工契約締結後に法令が変更されたことにより、業務水準で提示された条件に従って本設計施工契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。
- 2 市は、本設計施工契約締結後に法令が変更されたことにより、本設計施工契約上の義務の履行ができなくなった場合、その内容を、直ちに代表企業に対して通知する。
- 3 前2項の場合において、市及び構成企業は、当該通知が発せられた日以降、本設計施工契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び構成企業は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 市、代表企業及び当該構成企業は、第1項及び第2項の通知を受領した後、速やかに既存施設の解体・撤去及び整備施設の設計、本件工事、本件日程表記載の日程及び業務水準等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から30日以内に業務水準等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を代表企業に対して通知し、当該構成企業はこれに従い本事業を継続する。ただし、当該法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本設計施工契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、当該協議を経ることなく第73条（法令変更による契約解除）の定めに従う。

(法令変更による追加費用・損害の扱い)

- 第80条 法令変更により、本事業につき、構成企業に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、本設計施工契約に別段の規定がある場合を除き、別紙17に従う。ただし、本条における損害には、構成企業の逸失利益は含まない。

第15章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

- 第81条 構成企業は、本設計施工契約締結後に生じた不可抗力により、業務水準で提示された条件に従って本設計施工契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に通知しなければならない。

- 2 市は、本設計施工契約締結後に生じた不可抗力により、本設計施工契約上の義務の履行ができなくなった場合、その内容を、直ちに代表企業に対して通知する。
- 3 前2項の場合において、市及び当該構成企業は、当該通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本設計施工契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び当該構成企業は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に従い、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 市、代表企業及び当該構成企業は、第1項及び第2項の通知を受領した後、当該不可抗力に対応するために速やかに既存施設の解体・撤去及び整備施設の設計、本件工事、本件日程表記載の日程並びに業務水準等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から30日以内に業務水準等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を代表企業に対して通知し、当該構成企業はこれに従い本事業を継続する。ただし、当該不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本設計施工契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、当該協議を経ることなく第74条（不可抗力による契約解除）の定めに従う。

(不可抗力による追加費用・損害の扱い)

第82条 不可抗力により、本事業につき、構成企業に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、本設計施工契約に別段の規定がある場合を除き、別紙18に従う。ただし、本条における損害には、構成企業の逸失利益は含まない。

第16章 雜則

(監督員)

第83条 市は監督員を置くことができる。市が監督員を置いたときは、市は、本設計施工契約に基づく市の権限の行使や意思表示は監督員を通じて行う。

(公租公課の負担)

第84条 本設計施工契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて構成企業の負担とする。市は、構成企業に対して本事業に係る対価並びにこれに対する消費税相当額及び地方消費税相当額を支払うほか、本設計施工契約に関連するすべての公租公課について、本設計施工契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本設計施工契約締結時点で市及び構成企業に予測不可能であった新たな公租公課の負担が構成企業に発生した場合には、その負担については、別紙17に従う。

(協議)

第 85 条 市及び構成企業は、必要と認める場合は適宜、本設計施工契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

(特許権等の使用)

第 86 条 構成企業は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、上記使用が市の指示による場合で、かつ、構成企業が当該指示の不適当なことを過失なくして知らなかつたため、市に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りでない。

(契約上の地位等の譲渡)

第 87 条 市及び構成企業は、本設計施工契約に別段の定めのあるほか、相手方の書面による承諾のある場合を除き、本設計施工契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(延滞利息)

第 88 条 本設計施工契約の各条項に基づき支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、本設計施工契約に別段の定めがある場合を除き、当該支払義務を負う者は、その相手方に対し、当該未払金につき、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(秘密保持)

第 89 条 市及び構成企業は、本設計施工契約の履行に際して知り得た相手方に係る情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本設計施工契約に係る義務の履行又は本事業の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び構成企業が本設計施工契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員、地方公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 本事業につき守秘義務契約を締結したコンサルタント、アドバイザー、融資機関等に開示する場合
- 4 市は、前3項の規定にかかわらず、本設計施工契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に關し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める構成企業の義務は、本設計施工契約の終了後も存続するものとする。

(個人情報の取扱)

第90条 構成企業は、この契約による業務を行うための個人情報の取扱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和泉市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年和泉市条例第25号）を守らなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

- 第91条 本設計施工契約に基づく請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解除その他一切の相手方に対する意思の連絡は、他の方法によることにつき、市と構成企業とが書面で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、市及び構成企業は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本設計施工契約の履行について、市及び構成企業間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 3 本設計施工契約上の期間の定めは、民法及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。
 - 4 本設計施工契約の履行について、市及び構成企業間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(解釈等)

第92条 市と構成企業は、本事業につき、本設計施工契約とともに、実施方針、実施方針等に関する質問への回答、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に関する質問への回答（その後の変更を含む。）、提案書類及び基本協定書の定めは、すべて本設計施工契約の契約内容を構成することを確認する。

- 2 前項に規定する書類等の間に記載の齟齬がある場合、本設計施工契約書、基本協定書、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に関する質問への回答、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答、実施方針等に関する質問への回答、実施方針、提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類と提案書類に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、提案書類に記載された業務水準が提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする。
- 3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市の選択によるものとする。ただし、提案書類の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市は、構成企業と協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(労働環境の確保等)

第93条 構成企業は、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。

- 2 市は、この契約に基づく請負（次に掲げるものを含む。）に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいい、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。以下「対象労働者」という。）から、労働関係法令の違反に係る通報又は相談があったときは、構成企業又は下請負者等（第1号の下請等契約により同号の業務を行う者又は第2号の労働者派遣契約により同号の業務に従事させるため労働者を派遣する者をいう。以下同じ。）における労働関係法令の遵守状況につき、構成企業に報告を求めることができる。
 - (1) 下請等契約（下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、この契約に基づき履行すべき請負の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該第三者が履行すべき業務
 - (2) 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により自己の雇用する労働者を第三者のためにこの契約に基づき履行すべき請負又は業務に従事させることを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該労働者が従事すべき業務
- 3 市は、構成企業又は下請負人等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合にお

いて、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。

- 4 市は、第2項の規定による要求に対する構成企業からの報告があった場合において、前項の規定による通報をするときは、必要に応じ、当該通報に係る都道府県労働局長その他の関係機関に対し、当該報告により得られた情報を提供することができる。
- 5 構成企業は、対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 構成企業は、下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と次の各号に掲げる事項について合意しなければならない。
 - (1) 労働関係法令を遵守すること。
 - (2) 労働関係法令の遵守状況に係る報告を求められたときは、速やかにこれに応ずること。
 - (3) 前号の要求に応じて報告した事項が市に報告されることを承認すること。
 - (4) 労働関係法令を遵守していないと市が思料する場合には、市がその旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報することを承認すること。
 - (5) 第2号の求めに応じて報告した事項が発注者から都道府県労働局長その他の関係機間に提供されることを承認すること。
 - (6) 対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
 - (7) 当該下請等契約又は労働者派遣契約を締結した者が労働関係法令の重大な違反をしたときは、構成企業は当該下請等契約又は労働者派遣契約を解除できること。
 - (8) 当該下請等契約を締結した者（当該者がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結した場合のその相手を含む。）がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と前各号に掲げる事項について合意すべきこと。

(準拠法)

第94条 本設計施工契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(設計施工要領)

第95条 整備業務に関しては、本設計施工契約に定めるほか、別紙16の設計施工要領による。ただし、本設計施工契約本文の定めと別紙16の定めに齟齬や矛盾があるときは、本設計施工契約の定めによる。

(管轄裁判所)

第 96 条 本設計施工契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、市及び構成企業は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第 97 条 本設計施工契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本設計施工契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び構成企業が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(以下余白)

別紙1 定義集

本設計施工契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「移転」とは、入居者の建替住宅への移転を個別に又は総称している。
- (2) 「移転支援企業」とは、構成企業のうち、入居者等移転支援業務を行う●をいう。
- (3) 「移転支援業務費」とは、入居者等移転支援業務に係る対価（移転料の振込手数料を含む。）をいう。
- (4) 「移転支援実費」とは、移転料をいう。
- (5) 「移転支援代表者」とは、移転支援企業のうち移転支援企業を統括する●をいう。
- (6) 「移転等」とは、移転及び退去等を個別に又は総称している。
- (7) 「移転料」とは、入居者の移転等に対して入居者に支給する費用をいう。
- (8) 「解体撤去対象区域」とは、解体撤去工事を行う市営住宅、市営店舗・作業所及び旭公園の立地する別紙4の1及び別紙5の1に記載の区域を個別に又は総称している。
- (9) 「関連する公共施設等」とは、本設計施工契約に基づき構成企業が事業用地内に整備する和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業要求水準書（市営住宅・店舗整備業務編）「第4 市営住宅・店舗業務に関する要求水準」「2 施設計画に関する条件」「(4) 関連する公共施設等」の項に記載の施設等を個別に又は総称している。
- (10) 「既存施設」とは、既存住宅等、既存店舗等、並びに解体撤去の対象とする旭公園の公園施設及び地下埋設物（ただし、令和3年9月30日付け環循適発第2109301号・環循適発第2109302号に基づいて取り扱って差し支えない。）を個別に又は総称している。
- (11) 「既存住宅」とは、解体撤去の対象とする、既存の市営住宅を個別に又は総称している。
- (12) 「既存住宅等」とは、既存住宅、及び解体撤去の対象とする既存住宅の付帯施設を個別に又は総称している。
- (13) 「既存店舗等」とは、解体撤去の対象とする、整備用地及び解体撤去対象区域内の市営店舗・作業所及びその付帯施設を個別に又は総称している。
- (14) 「既存店舗等使用者」とは、既存店舗等の使用者をいう。
- (15) 「基本協定書」とは、本事業に関し、市及び構成企業との間で令和●年●月●日に締結された、基本協定書をいう。
- (16) 「業務水準」とは、設計施工契約、基本協定書、実施方針、実施方針等に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答又は提案書類（解釈に当たっての優先順位については第92条（解釈等）による。）に記載された、本事業の実施に当たり構成企業が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準をいい、本設計施工契約に基づいて構成企業が履行すべき給付の内容及びその給付が満た

すべき水準が変更された場合には、変更後の内容及び水準をいう。

- (17) 「警察」とは、大阪府警察の本部長又は事業用地の所在する地域を管轄する警察署の署長をいう。
- (18) 「建設企業」とは、構成企業のうち、整備施設の建設工事、既存施設の解体撤去工事、及び解体撤去対象区域の敷地整備等の業務を行う●をいう。
- (19) 「工事監理企業」とは、構成企業のうち、工事監理業務を行う●をいう。
- (20) 「工事監理業務」とは、整備業務のうち、整備施設の建設工事に関する工事監理業務並びにこれに関連する一切の業務をいう。
- (21) 「工事監理代表者」とは、工事監理企業のうち、本件工事監理企業を統括する●をいう。
- (22) 「工事期間」とは、整備業務として実施される工事の全部又は一部についての着工日から完了日までの期間をいう。
- (23) 「構成企業」とは、本選定手続において本事業を実施する者として選定された事業者グループを構成する企業を個別に又は総称していう。
- (24) 「市」とは和泉市をいう。
- (25) 「整備業務」とは、本事業に関し、本設計施工契約書に基づき行われる業務で、別紙3の「1 事業計画の策定に関する業務」、「2 市営住宅・店舗整備業務」、「4 多世代交流施設整備業務」及び「5 その他事業全般の実施上必要な業務」の項に記載の業務を個別に又は総称していう。
- (26) 「整備施設」とは、本事業において整備する、建替住宅・店舗等、多世代交流施設、及び関連する公共施設等を個別に又は総称していう。
- (27) 「整備費」とは、整備業務に係る対価をいう。
- (28) 「整備用地」とは建替住宅用地、建替店舗用地、及び多世代交流施設用地を個別に又は総称していう。
- (29) 「事業用地」とは、整備用地と解体撤去対象区域を個別に又は総称していう。
- (30) 「実施方針」とは、市が令和6年10月21日に公表した「和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業実施方針（案）」をいう。
- (31) 「実施方針等に関する質問への回答」とは、実施方針の公表後に受け付けられた質問に対して市が公表した回答をいう。
- (32) 「住替え」とは、既存住宅から建替住宅以外の市営住宅へ住替えることをいう。
- (33) 「住替え入居者」とは、入居者のうち、住替えをする者をいう。
- (34) 「設計企業」とは、構成企業のうち、設計業務を行う●をいう。
- (35) 「設計業務」とは、整備業務のうち、既存施設の解体撤去及び整備施設の設計業務並びにこれらに関連する一切の業務をいう。
- (36) 「設計代表者」とは、設計企業のうち、設計企業を統括する●をいう。
- (37) 「退去」とは、入居者が建替住宅への移転も建替住宅以外の市営住宅への住替えも

せず既存住宅から退去することを個別に又は総称している。

- (38) 「退去等」とは、住替え及び退去を総称している。
- (39) 「退去等支援業務」とは、入居者の退去等に係る支援等に関する業務をいう。
- (40) 「代表企業」とは、構成企業を代表する企業である●をいう。
- (41) 「多世代交流施設」とは、本設計施工契約に基づき、構成企業が和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業要求水準書（多世代交流拠点施設整備業務編）に従って事業用地内に建設する施設及びその付帯施設を個別に又は総称している。
- (42) 「多世代交流施設用地」とは、多世代交流施設を整備する用地をいう。
- (43) 「建替住宅」とは、本設計施工契約に基づき構成企業が事業用地内に建設する集約建替後の市営住宅を個別に又は総称している。
- (44) 「建替住宅等」とは、建替住宅及び建替住宅の付帯施設を個別に又は総称している。
- (45) 「建替住宅用地」とは、建替住宅等を整備する用地をいう。
- (46) 「建替住宅の付帯施設」とは、本設計施工契約に基づき構成企業が事業用地内に整備する和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業要求水準書（市営住宅・店舗整備業務編）「第4 市営住宅・店舗業務に関する要求水準」「2 施設計画に関する条件」「(2) 建替住宅の付帯施設」の項に記載の施設等を個別に又は総称している。
- (47) 「建替住宅・店舗等」とは、建替住宅等、及び建替店舗等をいう。
- (48) 「建替店舗」とは、本設計施工契約に基づき構成企業が事業用地内に建設する市営店舗・作業所を個別に又は総称している。
- (49) 「建替店舗等」とは、建替店舗及び建替店舗の付帯施設を個別に又は総称している。
- (50) 「建替店舗用地」とは、建替店舗等を整備する用地をいう。
- (51) 「建替店舗の付帯施設」とは、本設計施工契約に基づき構成企業が事業用地内に整備する和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業要求水準書（市営住宅・店舗整備業務編）「第4 市営住宅・店舗業務に関する要求水準」「2 施設計画に関する条件」「(3) 建替店舗及び付帯施設」「カ 付帯施設」の項に記載の施設等を個別に又は総称している。
- (52) 「提案書類」とは、本選定手続において、構成企業が市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他構成企業が設計施工契約の締結までに市に提出した一切の書類をいう。
- (53) 「店舗等移転」とは、既存店舗等使用者が建替店舗に移転することをいう。
- (54) 「店舗等移転等」とは、店舗等移転及び店舗等退去をいう。
- (55) 「店舗等退去」とは、既存店舗等使用者が、店舗等移転をせず、既存店舗等を退去

することをいう。

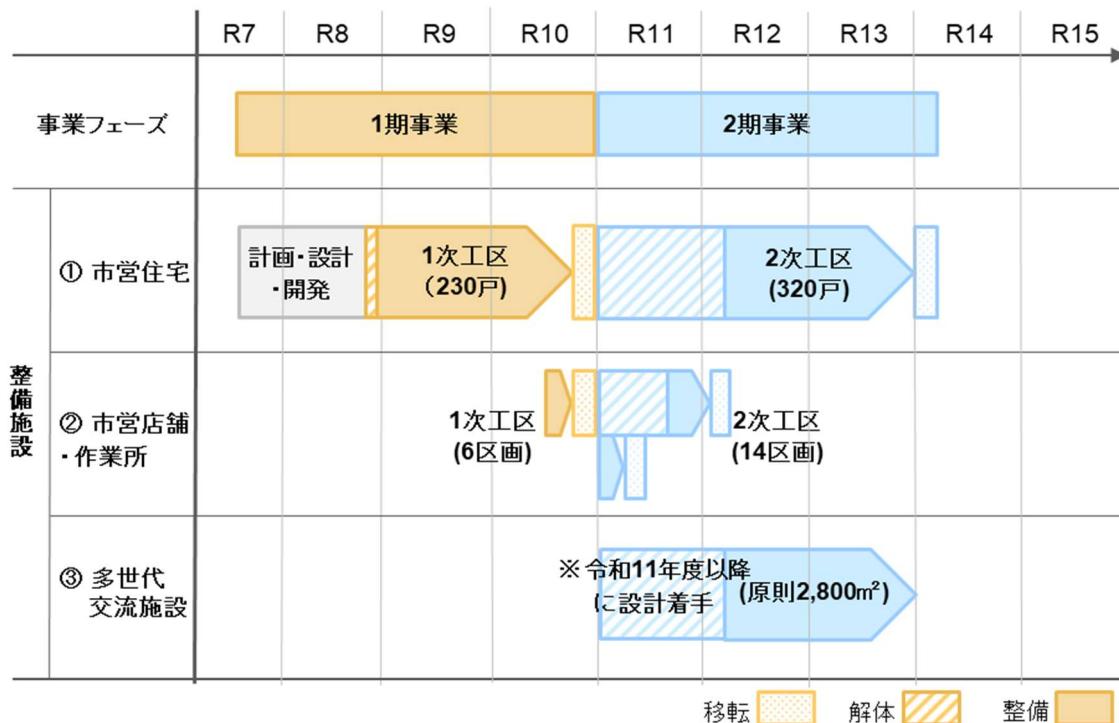
- (56) 「入居者」とは、既存住宅に入居している者をいう。
- (57) 「入居者移転支援業務」とは、入居者の建替住宅への移転に係る支援等に関する業務をいう。
- (58) 「入居者等移転支援業務」とは、本事業に関し、本設計施工契約書に基づき行われる業務で、別紙3の「3 入居者等移転支援業務」の項に定める業務を総称している。
- (59) 「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、令和7年1月21日に公表された入札説明書及び入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）をいう。
- (60) 「入札説明書等に関する質問への回答」とは、入札説明書等の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。
- (61) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象であって、市及び構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。ただし、法令の変更は、不可抗力に含まれない。
- (62) 「暴排条例」とは、和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）をいう。
- (63) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則又は要綱その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体等の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
- (64) 「暴力団」とは、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (65) 「暴力団員」とは、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (66) 「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。
- (67) 「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (68) 「本件工事」とは、整備業務として実施される、既存施設の解体・撤去、解体撤去対象区域に係る敷地整備、整備施設の建設工事、及び関連する公共施設等の整備その他一切の工事を個別に又は総称している。
- (69) 「本件日程表」とは、別紙2に記載された事業日程表をいう。
- (70) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札による民間事業者の選定手続をいう。
- (71) 「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項に規定する役員及び監督責任者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有する者（会社法第

423 条第 1 項に規定する役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者
を含む。) をいう。) をいう。

イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者をいう。

別紙2 事業日程表

本事業の業務内容		工 程
設計施工契約締結		令和7年9月
市営住宅・店舗設計、各種申請等の行政手続（1期）		令和7年10月～令和9年2月頃
1 期 事 業	既存施設の解体撤去、 建替住宅等の整備・引渡し（1次工区）	令和9年1月～令和10年12月頃
	建替住宅への移転（1次移転）	令和11年1月～令和11年3月頃
	建替店舗等の整備・引渡し（1次工区）	令和10年10月～令和10年12月頃
	建替店舗への移転（1次移転）	令和11年1月～令和11年3月頃
2 期 事 業	解体撤去対象区域（幸団地33・34・35棟）の既存施設の解体撤去（敷地整備含む）・引渡し	令和11年4月～令和12年3月頃
	多世代交流施設の基本設計の着手	令和11年4月以降
	その他の既存施設の解体撤去、 建替住宅等の整備・引渡し（2次工区）	令和11年4月～令和14年3月頃
	建替住宅への移転（2次移転）	令和14年4月～令和14年6月頃
	既存施設の解体撤去、 建替店舗等の整備・引渡し（2次工区）	令和11年4月～令和12年4月頃
	建替店舗への移転（2次移転）	令和11年7月～令和11年9月頃 令和12年5月～令和12年7月頃
	既存施設の解体撤去、 多世代交流施設の整備・引渡し	令和11年4月～令和14年3月頃



※本事業における事業日程は、上記のとおりを基本とし、詳細は構成企業の提案を踏まえて、市と構成企業で協議し、設計施工契約締結までに市が決定する。

※各業務内容の延長・遅延等が発生した場合には、その都度、以降の事業日程について、市と構成企業で協議し、市が決定する。

別紙3 事業概要書

1 事業計画の策定に関する業務

事業者は、入札手続において提出した事業提案書に基づき、市営住宅・店舗整備業務、入居者等移転支援業務及び多世代交流施設整備業務の全体工程計画や業務水準、業務実施体制等を明示した業務全体の事業計画を策定する。

2 市営住宅・店舗整備業務

事業者は、建替住宅用地、建替店舗用地及び解体撤去対象区域において市営住宅・店舗の整備に関する次に示す業務を行う。

- (1) 事前調査に関する業務
- (2) 全体統括管理業務
- (3) 建替住宅・店舗等の整備に関する業務（基本設計・実施設計、建設、工事監理等）
- (4) 関連する公共施設等の整備に関する業務（設計、施工、工事監理）
- (5) 既存施設の解体撤去に関する業務（設計、工事、敷地整備）
- (6) その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

3 入居者等移転支援業務

事業者は、入居者等移転支援業務として次に示す業務を行う。

- (1) 移転支援業務
- (2) 退去等支援業務
- (3) 建替住宅自治会組織の立上げ支援業務
- (4) その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

4 多世代交流施設整備業務

事業者は、多世代交流施設用地において多世代交流施設の整備に関する次に示す業務を行う。

- (1) 多世代交流施設の整備に係る統括管理業務
- (2) 多世代交流施設の設計業務（基本設計・実施設計等）
- (3) 多世代交流施設の建設業務
- (4) 多世代交流施設の工事監理業務
- (5) 多世代交流施設の開館準備支援業務
- (6) その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

5 その他事業全般の実施上必要な業務

別紙4の1 1期事業 解体撤去対象区域

1 旭公園

項目	内 容
所 在	和泉市幸一丁目 72 番 1・72 番 2・89 番 1・89 番 4・幸二丁目 359 番 2
敷地面積	8,145.55 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙4の2 1期事業 建替住宅用地

1 建替住宅用地（1次工区）

項目	内 容
所 在	和泉市幸一丁目 72 番 1・72 番 2・89 番 1・89 番 4・幸二丁目 359 番 2
敷地面積	8,145.55 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙4の3 1期事業 建替店舗用地

1 旭温泉跡地【A】(3区画)

項目	内 容
所 在	和泉市幸二丁目 128 番 13
敷地面積	580.62 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

2 王子第一団地北西広場跡地【B】(3区画)

項目	内 容
所 在	和泉市王子町一丁目 122 番 1 の一部
敷地面積	約 290 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙5の1 2期事業 解体撤去対象区域

1 和泉第一団地

項目	内 容
所 在	和泉市幸一丁目 87 番 1
敷地面積	15,626.05 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

2 王子第一団地（1～4棟）

項目	内 容
所 在	和泉市王子町一丁目 122 番 1・122 番 13・186 番 3・188 番 1
敷地面積	7,853.81 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

3 幸団地（33～35棟）

項目	内 容
所 在	和泉市幸二丁目 75 番 1 の一部・128 番 3・884 番
敷地面積	10,059.93 m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙5の2 2期事業 建替住宅用地

1 建替住宅用地（2次工区）

項目	内 容
所 在	和泉市幸一丁目87番1の一部
敷地面積	15,626.05 m ² の一部

※上記敷地を建替住宅用地と多世代交流施設用地に、事業者提案に基づき区分

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙5の3 2期事業 多世代交流施設用地

1 多世代交流施設用地

項目	内 容
所 在	和泉市幸一丁目87番1の一部
敷地面積	15,626.05 m ² の一部

※上記敷地を建替住宅用地と多世代交流施設用地に、事業者提案に基づき区分

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙5の4 2期事業 建替店舗用地

1 王子第一団地4棟跡地【C】(1区画)

項目	内 容
所 在	和泉市王子町一丁目122番1の一部
敷地面積	約150m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

2 王子第一団地1・2棟跡地【D】(6区画)

項目	内 容
所 在	和泉市王子町一丁目188番1の一部
敷地面積	約630m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

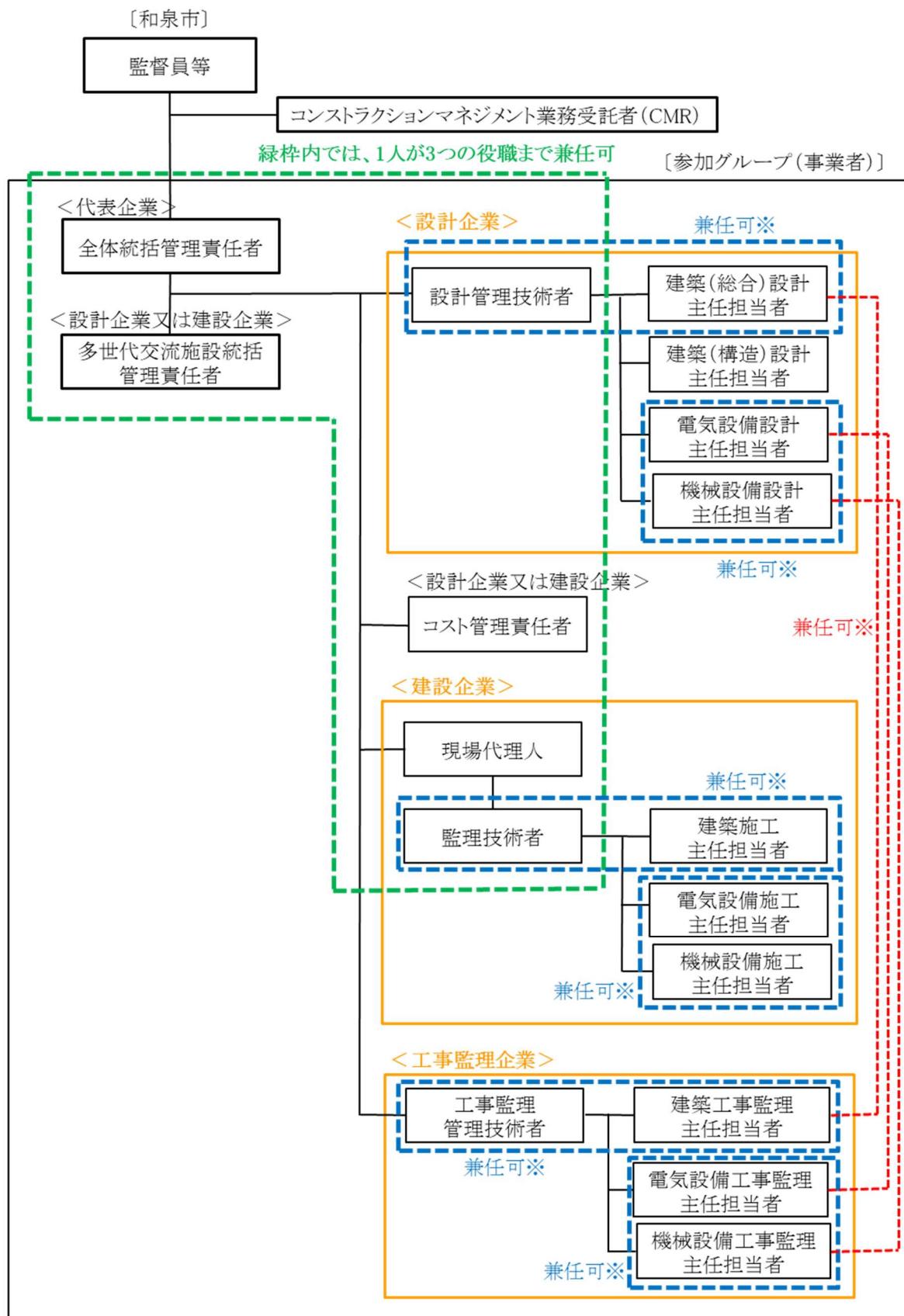
3 幸小学校跡地(一部)【E】(7区画)

項目	内 容
所 在	和泉市幸二丁目58番1の一部
敷地面積	約860m ²

※契約時に、地積測量図等の基点表示のある理論上現地にて復元可能な図面を添付し、その図面上にて当該箇所を色線で囲む等して事業用地の範囲を特定するよう表示すること

別紙6 業務実施体制

各業務の実施体制及び各配置予定技術者等に関する条件は、次に示すとおりとする。



注)※:1人が2つの役職まで兼任可

注)本事業の発注者支援に係るコンストラクションマネジメント業務を、別途委託する予定です。以下、当該業務の受託者を「CMR」という。

ア 配置技術者等の兼任

次に示す配置技術者等の兼任（2つまで）は認めるものとする。ただし、全体統括管理責任者、多世代交流施設の統括管理責任者、設計管理技術者、コスト管理責任者、現場代理人及び監理技術者の兼任については、3つまで兼任を認めるものとする。

- (ア) 全体統括管理責任者と多世代交流施設の統括管理責任者の兼任
- (イ) 全体統括管理責任者と設計管理技術者の兼任
- (ウ) 全体統括責任者とコスト管理責任者の兼任
- (エ) 全体統括責任者と現場代理人の兼任
- (オ) 設計管理技術者と建築（総合）設計主任担当者の兼任
- (カ) 電気設備設計主任担当者と機械設備設計主任担当者の兼任
- (キ) 建築（総合）設計主任担当者と建築工事監理主任担当者の兼任
- (ク) 電気設備設計主任担当者と電気設備工事監理主任担当者の兼任
- (ケ) 機械設備設計主任担当者と機械設備工事監理主任担当者の兼任
- (コ) 監理技術者と建築施工主任担当者の兼任
- (ナ) 工事監理管理技術者と建築工事監理主任担当者の兼任
- (シ) 電気設備工事監理主任担当者と機械設備工事監理主任担当者の兼任
- (ヌ) 監理技術者と現場代理人の兼任
- (セ) 電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者の兼任

イ 配置予定技術者等の資格等に関する条件

各配置予定技術者等については、それぞれの当該業務着手時点（入札参加資格が求められるものは入札参加表明時点）において、次の(ア)～(キ)の資格を有する者を配置すること。また、次に示す配置予定技術者等は、当該構成企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、次の(ウ)b・c 及び(キ)b の資格を有する者については、前記の雇用関係の有無を問わないものとする。

- (ア) 全体統括管理責任者及び多世代交流施設の統括管理責任者

次に示すa又はbの要件のいずれかを満たすこと。

- a 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- b 国又は地方公共団体等が発注する工事（新築、増築又は改築）※1の全体統括業務※2又は現場代理人の経験を有すること。

注) ※1：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
第2条第2項に定める公共工事。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限る。

※2：業務責任者やプロジェクトマネジャー等として行う業務全般を統括する業務

- (イ) コスト管理責任者

- a 参加資格要件工事（市営住宅・店舗：共同住宅）の全体統括業務又は現場代理人の経験を有すること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限る。

- (ウ) 設計管理技術者（再掲）及び各設計主任担当者

- a 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任担当者は、一級建築士の資格を有すること。
- b 建築（構造）設計主任担当者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- c 電気設備設計主任担当者、機械設備設計主任担当者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

- (エ) 現場代理人

- a 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(オ) 監理技術者 (再掲)

- a 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。
- b 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

(カ) 施工主任担当者

- a 建筑施工主任担当者は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- b 電気設備施工主任担当者は、一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。
- c 機械設備施工主任担当者は、一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

(キ) 工事監理管理技術者 (再掲) 及び各工事監理主任担当者

- a 工事監理管理技術者及び建築工事監理主任担当者は、一級建築士の資格を有すること。
- b 電気設備工事監理主任担当者、機械設備工事監理主任担当者のいずれかは、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

別紙7 構成企業が基本設計完了時に市に対し提出する設計図書

表紙
目次
附近見取図
都市計画図
土地利用現況図
地区条件図
基本構想図
配置計画図
日影図
造成計画図
断面図
排水計画図
給水計画図
ガス供給計画図
電気・電話設備計画図
仮設図
被緑計画図
住居表示図
鳥瞰パース図
概算積算書（拾い出し表、数量計算書、見積書含む）
概算積算内訳明細書
打合わせ記録書

※ 提出する図書は上記の内容を予定しているが、その他必要な事項等については入札説明書等に定められたものの他、構成企業との協議による。

※ 上記設計図書の他、既存住宅等の解体撤去に関する設計に係る図書として市が指示するものを提出すること。

※ 提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

別紙8 構成企業が実施設計完了時に市に対し提出する設計図書

〈建築主体工事〉

表紙
図面リスト
附近見取図
配置図
特記仕様書
平面図
立面図
断面図
仕上表
建具表
各伏図
矩計図
各詳細図
展開図
外構平面図
植栽平面図
排水計画平面図
構造図
面積表（建築基準法によるもの、公営住宅法によるもの）
積算書（拾い出し表、数量計算書、見積書含む）
積算内訳明細書
構造計算書
建築確認済証
許可、認定、承認書
打合わせ記録書

〈電気設備工事〉

表紙
図面リスト
附近見取図
配置図
特記仕様書
機器リスト
系統図
配線図
平面図
詳細図
器具リスト
分電盤リスト
姿図
積算書（拾い出し表、数量計算書、見積書含む）
積算内訳明細書
打合わせ記録書

〈機械設備工事〉

表紙
図面リスト
附近見取図
配置図

特記仕様書
機器リスト
系統図
平面図
器具リスト
姿図
配管図
積算書（拾い出し表、数量計算書、見積書含む）
積算内訳明細書
打合わせ記録書

〈エレベーター工事〉
表紙
図面リスト
附近見取図
配置図
特記仕様書
機器リスト
系統図
平面図
器具リスト
姿図
配管図
積算書（拾い出し表、数量計算書、見積書含む）
積算内訳明細書
建築確認済証
打合わせ記録書

〈杭工事〉
表紙
図面リスト
附近見取図
配置図
特記仕様書
平面図
杭伏図
土質柱状図
積算書（拾い出し表、数量計算書、見積書含む）
積算内訳明細書
打合わせ記録書

〈その他〉
設計住宅性能評価書

- ※ 提出する図書は上記の内容を予定しているが、その他必要な事項等については入札説明書等に定められたものの他、構成企業との協議による。
- ※ 上記設計図書の他、既存住宅等の解体撤去に関する設計に係る図書として市が指示するものを提出すること。
- ※ 提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

暴力団排除に関する誓約書

私は、和泉市が和泉市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事業に係る入札、契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

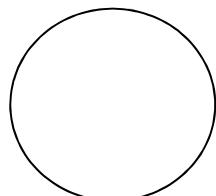
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 1 私は和泉市の公共工事等及び売払い等を受注するに際し、和泉市暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、和泉市暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、和泉市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、和泉市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、和泉市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 4 私は、本誓約書及び役員名簿等が和泉市から大阪府和泉警察署に提供されることに同意します。
- 5 私が本誓約書1に該当する事業者であると和泉市が大阪府和泉警察署から通報を受け、又は和泉市の調査により判明した場合は、和泉市が和泉市暴力団排除条例及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、和泉市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 6 私が和泉市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、和泉市から提出を求められた場合は、当該誓約書を和泉市に提出します。
- 7 私の使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると和泉市が大阪府和泉警察署から通報を受け、又は和泉市の調査により判明し、和泉市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

令和 年 月 日

和泉市長 あて

- ・所在地
- ・商号又は名称
- ・代表者職・氏名
- ・生年月日 年 月 日 生



別紙10 公営住宅等整備基準適合チェックリスト

項目	整備基準	確認欄	備考
敷地	位置の選定 災害、公害等による居住環境阻害の回避及び通勤、通学等の日常生活の利便を考慮している。	<input type="checkbox"/>	
	敷地の安全等 軟弱地盤等の場合に、地盤改良等安全上必要な措置が講じられている。	<input type="checkbox"/>	
	必要に応じ、雨水及び汚水を有効に排出又は処理するための施設が設けられている。	<input type="checkbox"/>	
住宅	住棟等の基準 日照、通風等の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮している。	<input type="checkbox"/>	
	住宅の基準 防火、避難及び防犯のための措置が適切となっている。	<input type="checkbox"/>	
	住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置(*)が講じられている。 (*評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	
	住宅の床及び外壁の開口部には、遮音性能の確保を適切に図るための措置(*)が講じられている。 (*評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)を満たすこととなる措置及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	
	構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置(*)が講じられている。 (*評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	

項目	整備基準	確認欄	備考
住宅	給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置(*)が講じられている。 (*評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	
	一戸の床面積の合計は、25m ² 以上となっている。	<input type="checkbox"/>	
	給水、排水及び電気の設備並びに水洗便所及び洗面設備が設けられている。	<input type="checkbox"/>	
	炊事、入浴、ガス及びテレビジョン受信の設備並びに電話回線が設けられている。	<input type="checkbox"/>	
	居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためにの措置(*)が講じられている。 (*居室の内装の仕上げに特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	
	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置(*)が講じられている。 (*評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	
	通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためにの措置(*)が講じられている。 (*評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置)	<input type="checkbox"/>	
	自転車置場、物置、ごみ置場等必要な施設が適切に設けられている。	<input type="checkbox"/>	
	付帯施設は、入居者の衛生、利便等良好な住環境の確保に考慮されている。	<input type="checkbox"/>	
共同施設	住戸数、敷地の規模・形状、周辺における公園等の整備状況に応じた適切な位置及び規模となっている。	<input type="checkbox"/>	
	住戸数、敷地の規模・形状、周辺における公民館等の整備状況に応じた適切な位置及び規模となっている。	<input type="checkbox"/>	

項目	整備基準		確認欄	備考
広場及び緑地	良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されている。		<input type="checkbox"/>	
通路	敷地の規模、形状等に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されている。		<input type="checkbox"/>	
	階段部に補助手すり又は傾斜路が設けられている。		<input type="checkbox"/>	
費用の縮減	設計の標準化、合理的工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に関する費用の縮減に配慮している。		<input type="checkbox"/>	

注) 評価方法基準とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)をいう。

別紙1 1 付保すべき保険の内容

付保すべき保険の内容は、構成企業の提案によるものとするが、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。また、その他の保険については、構成企業で必要と判断するものに加入することとする。

(1) 建設工事保険、組立保険又は土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

ただし、建設工事保険…建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものする（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）。

組立保険 …建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。）又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び土木工事を含む場合も対象とする。）。

土木工事保険…土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。

- ① 保険契約者：構成企業
- ② 被保険者：構成企業、市を含む
- ③ 保険の対象：本件の設計施工契約の対象となっているすべての工事
- ④ 保険の期間：工事期間
- ⑤ 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。
- ⑥ 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- ① 保険契約者：構成企業
- ② 被保険者：構成企業、市を含む
- ③ 保険の期間：工事期間
- ④ 保険金額：対人1億円／1名以上かつ10億円／1事故以上、対物1億円／1事故以上とする。
- ⑤ 免責金額：5万円／1事故以下とする。

(3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行に関する法律に基づく保険又は供託

※付記事項：

- 1) 構成企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく市に提示する。
- 2) 構成企業は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- 3) 構成企業は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

別紙1 2 完了時の検査事項

市による完了時の検査事項は、以下の事項について行うものとする。

I 建築工事

1 共通事項

- (1) 検査は、契約書・設計図書等及び別表に基づく実施検査により、形状、寸法、性能、品質、規格、数量、配置、機能、外観、安全等の確認及び管理上の保安について適否を確認する。
- (2) 関係官庁、材料メーカー等が行った検査、試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (3) 関係法令、条例、規則に基づく手続きの確認をする。

2 工事別事項

分類	検査部位	検査項目
外部	屋根 屋上 外壁等	防水面・外壁等 押さえ金物、吊環、ルートドレイン、軒樋、豎樋等
		寸法、形状、塗装、取付固定状態、シーリング等の確認
共用部分	エントランスホール 廊下 階段 EVホール等	内部仕上 郵便受、掲示板、サイン、入口庇、建具、手摺等
		材料の品質、規格の確認 工法及び仕上りの確認 材質、寸法、形状、取付状況、動作確認、雨仕舞、キズ、汚れの有無等の確認
	その他	ピット、機械室、電気室等
住居部分	各部共通	仕上
	玄関及び廊下	ドア、新聞受、建具等
	和室及び洋室	建具、長押、スリーブ、吊ボルト、カーテンレール等
	DK	建具、流し台、レジスト、吊戸棚等
	洗面所及び便所	建具、洗濯パン、天井点検口等
	浴室	建具、手摺、点検口等
	バルコニー	手摺、隔板、ルートドレイン、物干金物、アルミサッシ、避難器具等
屋外空間	共通	外部仕上（舗装等）
	外構	排水施設、手摺、フェンス、境界杭等
	駐車場等	排水施設、手摺、フェンス、境界杭等
	公園	排水施設、手摺、フェンス、遊具等
	植栽	植木、支柱、芝生、肥料等

備考：この基準に記載されていないもの及びこの基準により難いものは検査員の判定により適宜決定する。

II 電気設備工事

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事についてはこれら機器を総合した機能試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の品質、規格、性能、数量、配置等の確認並びに管理上の保安について適否確認する。
- (3) 関係官庁、材料メーカー等が行った検査、試験及び明視できない部分等は報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 関係法令、条例、規則に基づく手続きの確認をする。

2 工事別事項

工事区分		検査項目
屋内配線工事		配線の支持方法、配線の色別、端末処理、電線の接続、ホーム分電盤及び配線器具等への接続、管路の布設状況、電線管の接続状態、支持間隔及び取付状態、配管の屈曲、配管に必要なボンド線取付、管端の保護、ボックス等の位置及び取付状態、塗装状態
外線工事	架空	建柱及び装柱状態、電線相互及び他の工作物との隔離状態
	地中	支持間隔及び取付状態、ハンドホールの仕上、防水状態、管路等の接続状態
ケーブル工事		支持間隔及び取付状態、端末処理、ケーブルの接続状態
電灯、コンセント、動力工事		配線と器具類との接続状態、取付位置及び取付状態、点灯状態、器具の塗装・汚損、スイッチ及びコンセントの容量、作動及び保護装置、機器への接続及びリード線の納まり
配分電盤工事		結線と外観及び塗装、内部配線状態及び清掃、盤及び内部機器の銘板の有無、結線図の有無、盤内の過熱、ゆるみ、断線、汚損、取付及び据置状態
弱電設備工事（火災、放送、テレビ共聴）		取付位置及び取付状態、配線と器具類との接続状態、作動及び機能、器具類の仕上及び汚損
接地設備工事		接地極及び位置、接地線の保護状態、各種接地の適否、埋設個所の表示の有無
雷保護設備工事		突針・導線の位置及び取付状態、導線の支持間隔、接地線の状態
昇降機設備工事		別に定めるところによる

備考：この基準に記載されていないもの及びこの基準により難いものは検査員の判定により適宜決定する。

III 機械設備工事

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事については、これら機器を総合した試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の品質、規格、性能、数量、配置等の確認並びに管理上の保安について適否を確認する。
- (3) 関係官公庁、材料メーカー等が行った、検査試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 関係法令、条例、規則に基づく手続申請等の確認をする。
- (5) 各種配管工事について次の項目の適否を確認する。
 - ア 壁、床、梁等貫通個所の施工状況
 - イ 管の伸縮処置と支持固定の適否
 - ウ 配管勾配の適否
 - エ 泥溜り、空気溜り部分の施工状況
 - オ クロスコネクションの有無
- (6) 断熱と塗装について次の項目の適否を確認する。
 - ア 給排水消火管等への有効な凍結又は結露防止措置状況
 - イ 冷暖房及び給湯配管並びに機器類への仕様書による断熱施工状況
 - ウ 防錆、仕上げ塗装状況と色分け等の標示状況

2 工事別事項

■衛生設備工事

工事区分	検査項目
給水設備工事	水圧・水量等の確認、飲料用給水タンクの連絡・配管・材質・液面制御、警報装置及び基礎の適否並びに内部清掃状況
排水設備工事	汚水・雑配水系統の合流式と分流式の区分及び通水の確認、排水ますと接続排水管の関係及び勾配・材質・泥留・深さ・屋内外等の適否、間接排水を要する機器の排水口空間と防虫措置の適否
衛生器具設備工事	器具類の取付状況、ひび割れ・キズの有無、通水、溢水、排水状況及び漏水の有無
給湯設備工事	安全装置と機能の確認、湯沸機器に対する換気の適否
ガス設備工事	管の気密試験、器具の点火試験、燃焼機器周辺の防火措置及び給排気の状況
ポンプ設備工事	据付、運転状況及び標準付属品の適否、フートバルブの操作ワイヤーの確認、コンクリート基礎及びグランド排水処理の適否

■空気調和設備工事

風道設備工事	風道の気密性の確認、風道補強・支持の適否、異常な騒音・振動等の有無、機器の取付状況、風量・風速・気流の分布状況、防火・防煙区画の貫通個所の施工状況
ポンプ設備工事	衛生設備工事に準ずる

備考：この基準に記載されていないもの及びこの基準により難いものは検査員の判定により適宜決定する。

別紙13 竣工図書

1. 完成通知書
2. 竣工引渡書（完成引渡書）
3. 工事完成後の責任者届
4. 鍵引渡書及び明細書（現物とともに）
5. 備品、予備品引渡書及び明細書（現物とともに）
6. 官公署・事業会社の許可書類一覧表
7. 検査試験成績書
8. 取り扱い説明書
9. 保守点検指導書
10. 緊急連絡先一覧表
11. 工事関係者一覧表
12. 主要仕上、機器一覧表
13. 保証書
14. 消防法第17条の3の2の規定による検査済証
15. 完成図書引渡書及び図書目録
16. 完成図書（竣工図書）（紙媒体及び電子（JW-CAD）データ）
17. 完成写真引渡し書
18. 完成写真
19. 建築主の要求による登記に関する書類
20. 建築基準法第7条第5項による検査済証
21. 建設住宅性能評価書
22. 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書

※ 提出する図書は上記の内容を予定しているが、その他必要な事項等については、入札説明書等に定められたものの他、構成企業との協議による。
※ 提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

別紙14 移転支援業務費及び移転支援実費の支払手続の際に構成企業が提出する書類

市は、移転支援業務費及び移転支援実費を事業者の収支報告に従い支払う。

移転支援実費の支払いにあたって、構成企業は市に対して、各年度末または事前に定めた時期ごとに、移転支援実費の項目、金額、支払った相手方、支払日を明記した資料及びその証明書類（金融機関が発行した振込先又は振込人、振込額等を証する書類等）を市に提出し、実績報告するものとする。

対象となる 移転支援実費	書類の名称	発行者	請求時期・方法
移転料	移転料等請求書 風呂釜の撤去等の代行を行った場合の 内容と金額を証する領収書等の写し	移転者	各年度末または 事前に定めた時期 ごとの実績払い

別紙15 各会計年度の本事業に係る対価等の支払限度額

- (1) 各会計年度の本事業に係る対価等の支払限度額は、契約金額を上限に以下の内訳項目ごとに記載の金額とする。
- (2) 市営住宅・店舗整備費及び入居者支援業務費（地域コミュニティとの連携・支援含む）とは、第62条第1項第1号の整備費のうち多世代交流拠点施設の整備に関する費用を除いたものに、第62条第1項第2号の移転支援業務費及び第4号の移転支援実費を合計したものとする。
- (3) 多世代交流拠点施設整備費とは、第62条第1項第1号の整備費のうち多世代交流拠点施設の整備に関する費用を合計したものとする。
- (4) 構成企業は、第62条に定める支払金額の請求を行うに当たり、第62条第1項に定める対価等の内訳に沿い各会計年度の出来高及び、「市営住宅・店舗整備費及び入居者支援業務費（地域コミュニティとの連携・支援含む）」及び「多世代交流拠点施設整備費」の金額を算出し、市に報告を行うこと。

支払年度	市営住宅・店舗整備費及び入居者支援業務費 (地域コミュニティとの連携・支援含む) ※1・2	多世代交流拠点施設整備費※1
令和7年度	64,059,000円	
令和8年度	280,961,000円	
令和9年度	1,924,340,000円	
令和10年度	3,757,892,000円	
令和11年度	2,543,748,000円	144,210,000円
令和12年度	2,798,024,000円	354,618,000円
令和13年度	4,494,206,000円	1,615,482,000円
令和14年度	240,880,000円	
合計	16,104,110,000円	2,114,310,000円

※1 消費税及び地方消費税を含む

※2 ただし、移転支援実費の消費税及び地方消費税は不課税。

別紙16 設計施工要領

(総則)

- 第1条 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本設計施工契約書、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に特別の定めがある場合を除き、構成企業がその責任において定める。
- 2 構成企業は、市の承諾なく、本設計施工契約書を履行するうえで得られた設計図書等、設計成果物（設計図書等及び業務報告書等を含む本設計業務におけるあらゆる成果物をいう。以下、「成果物」という。）及び業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 市及び構成企業は、本設計施工契約書に関して協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 本設計施工契約書の履行に関して市と構成企業との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本設計施工契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本設計施工契約書の履行に関して市と構成企業との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 本設計施工契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

(関連工事の調整)

- 第2条 市は、構成企業の施工する工事が市の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その設計及び施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、構成企業は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 構成企業は、設計成果物（未完成の成果物及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 構成企業は、設計成果物を利用して完成した工事目的物、及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

- 第4条 設計成果物又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る構成企業の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、同法の定めるところに従い、構成企業又は市及び構成企業の共有に帰属するものとする。

(著作物等利用の許諾)

- 第5条 構成企業は、市に対し、次の各号に掲げる方法による設計成果物の利用を許諾する。この場合において、構成企業は、次の各号に掲げる方法による設計成果物の利用を市以外の第三者に許諾してはならない。
- (1) 設計成果物を利用して工事目的物を完成すること。
- (2) 前号の目的及び工事目的物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正、若しくは改変すること又は市の委託した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。
- 2 構成企業は、市に対し、次の各号に掲げる方法による工事目的物の利用を許諾する。
- (1) 工事目的物を写真、模型、絵画、インターネットその他の媒体により表現すること。
- (2) 工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第6条 構成企業は、市に対し、設計成果物及び工事目的物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 構成企業は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計成果物又は工事目的物の内容を公表すること。

(2) 工事目的物に構成企業又はその他の第三者の実名若しくは変名を表示すること。

3 構成企業は、前条に規定する利用許諾について、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使せず、又は設計成果物及び工事目的物に関連して著作者である第三者（市は除く。）をして、これを行使させない。

(著作権等の譲渡禁止)

第7条 構成企業は、工事目的物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する構成企業の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾又は同意を得た場合はこの限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第8条 構成企業は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものでないことを、市に対して保証する。

2 構成企業は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権その他の権利を侵害したことにより、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、構成企業がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(監督員)

第9条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を代表企業に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本設計施工契約書の他の条項に定めるもの及び本設計施工契約書に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののか、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 本設計施工契約の履行に関する構成企業又は構成企業の全体統括管理責任者、統括管理責任者、現場代理人及び監理技術者に対する指示、承諾又は協議及び設計管理技術者に対する設計業務に関する指示、承諾又は協議

(2) 本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類の記載内容に関する構成企業の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 別紙7及び別紙8記載の図書に基づく本件工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は構成企業が作成した詳細図等の承諾

(4) 設計業務の進捗の確認、別紙7及び別紙8記載の図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(5) 工事監理業務の履行についての構成企業又は構成企業の工事監理管理技術者に対する指示、承諾又は協議

(6) 本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査（確認を含む。）又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 市は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本設計施工契約書に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、構成企業に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5 この設計施工契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、別紙7及び別紙8記載の図書、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日

をもって市に到達したものとみなす。

6 市は、構成企業が本事業の成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第9条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、構成企業が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（全体統括管理責任者及び統括管理責任者）

第10条 構成企業は、本設計施工契約の締結後速やかに、本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に基づき、全体統括管理責任者及び統括管理責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を市に通知し、市の承諾を受けなければならない。この者をやむを得ず変更するときも同様とする。

（現場代理人及び監理技術者）

第11条 構成企業は、整備業務の着手までに、本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に基づき、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、書面によりその氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者をやむを得ず変更するときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専任の監理技術者

2 現場代理人は、本設計施工契約の履行に関し、整備用地に常駐し、その運営、取締りを行うほか、全体統括管理責任者及び統括管理責任者と連携し、本件工事に係る対価の変更、工事期間の変更、本件工事に係る対価の請求及び受領、第15条（各配置技術者等に関する措置請求）第1項の請求の受理、同条第6項の決定及び通知、同条第7項の請求、同条第8項の通知の受理並びに本設計施工契約の解除に係る権限を除き、本設計施工契約に基づく施工段階における構成企業の一切の権限を行使することができる。

3 市は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の整備用地における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について整備用地における常駐を要しないこととすることができます。

4 構成企業は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざる行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

（設計管理技術者等）

第12条 構成企業は、本設計施工契約の締結後速やかに、本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に基づき、設計業務を統括する設計管理技術者及び工種ごとの設計主任技術者（以下「設計管理技術者等」という）を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知し、市の承諾を得なければならない。これらの者をやむを得ず変更するときも同様とする。

2 設計管理技術者は、全体統括管理責任者及び統括管理責任者と連携し、設計業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

（コスト管理責任者）

第13条 構成企業は、本設計施工契約の締結後速やかに、本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に基づき、コスト管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知し、市の承諾を得なければならない。これらの者をやむを得ず変更するときも同様とする。

2 コスト管理責任者は、全体統括管理責任者及び統括管理責任者と連携し、一貫して本事業のコスト管理を行うものとする。

（工事監理管理技術者等）

第14条 構成企業は、工事監理業務の開始前までに、本設計施工契約書、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び提案書類に基づき、工事監理業務の技術上の管理

を行う工事監理管理技術者及び工種ごとの工事監理主任担当者（以下「工事監理管理技術者等」という）を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者をやむを得ず変更するときも同様とする。

（各配置技術者等に関する措置請求）

第15条 市は、本事業全般に関し、全体統括管理責任者及び統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、構成企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 市は、設計業務に関し、設計管理技術者等、又は構成企業の使用人若しくは構成企業から業務を委任され、若しくは請け負った者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、構成企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 市は、本件工事に関し、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、構成企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 市又は監督員は、本件工事に関し、監理技術者又は工種ごとの施工主任担当者その他構成企業が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で本件工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、構成企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 市は、工事監理業務に関し、工事監理管理技術者等又は構成企業の使用人若しくは構成企業から業務を委任された者がその業務の実施について著しく不適当と認められるときは、構成企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 構成企業は、前5項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に係る事項について決定のうえ、その結果を市に通知しなければならない。

7 構成企業は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

8 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に係る事項について決定のうえ、その結果を構成企業に通知しなければならない。

（提案書類に係る特約）

第16条 構成企業は、構成企業が入札説明書等及び入札説明書等に関する質問への回答に基づき提出した提案書類の提案事項（以下「提案事項」という。）に基づいて本事業を履行するものとし、原則として提案事項に係る変更は行わないものとする。ただし、市が提案事項の変更について事前の承諾を行った場合にはこの限りではない。

2 市は、構成企業の責に帰する事由により構成企業が提出した提案事項に基づく内容が履行できなかつたとき又は本事業の完了前であっても履行できないと認められたときは、構成企業に対して違約金を請求することができる。ただし、本設計施工契約が完了するまでに明らかになった事項に限る。

3 落札者決定基準別紙1審査項目表に記載する、1全体共通（3）地域社会貢献・地域経済への配慮 ア市内企業への配慮（以下「地域貢献案」という。）において、提示された金額等を達成できない場合、市は、構成企業に対して、次に掲げる式で得た違約金を支払わせることができる。

$$\text{違約金} = (\text{地域貢献案の技術評価点} / \text{構成企業の総技術評価点}) \times \text{本事業に係る対価} \times \text{未達成の割合}$$

（提案事項に基づいて本事項が履行できなかつた場合等の措置）

第17条 市は、構成企業が提出した提案事項に基づいて本事業を履行できなかつたときは、前条第3項に規定する違約金のほか、工事目的物の瑕疵の修補、本事業に係る対価の減額又は損害賠償の請求を行うことができる。ただし、提案事項に基づいて本事業を履行しないことにつき、市の事前の承諾を得ている場合にはこの限りでない。

- 2 市は、構成企業が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、本設計施工契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。
- 3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用する。
- 4 第1項の場合において、本設計施工契約第78条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。
- 5 第2項による契約解除に伴う措置については、本設計施工契約第70条の規定を準用する。

別紙17 法令変更による追加費用及び損害の負担

法令の変更により構成企業に生じた合理的な追加費用又は損害は以下の1又は2のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については構成企業が負担する。

- 1 本事業に直接影響を及ぼす法令の変更
- 2 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

ただし、市が負担すべき追加費用又は損害があるときは、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

別紙18 不可抗力による追加費用及び損害の負担

1 追加費用及び損害が構成企業に生じた場合

- (1) 契約期間のうち契約期間開始時から全ての整備施設の引渡し完了時までに不可抗力事由が生じた場合、本事業のうち入居者等移転支援業務以外の業務につき、当該不可抗力に起因して構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額が契約期間のうち契約期間開始時から全ての整備施設引渡し完了時までの累計で、入居者等移転支援業務以外の業務の対価の合計額に当該消費税額（市が構成企業に支払う整備費に加算して支払うべき消費税額及び地方消費税額の合計：以下本別紙において同様とする。）を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、入居者等移転支援業務以外の業務の対価の合計額に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。
- (2) 契約期間のうち入居者等移転支援業務開始時から入居者等移転支援業務終了時までに不可抗力事由が生じた場合、入居者等移転支援業務につき、当該不可抗力に起因して構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額が入居者等移転支援業務開始時から入居者等移転支援業務終了時までの累計で、移転支援業務費の金額に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、移転支援業務費に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

2 損害が第三者に生じた場合

- (1) 契約期間のうち契約期間開始時から全ての整備施設の引渡し完了時までに不可抗力事由が生じ、本事業のうち入居者等移転支援業務以外の業務につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合、当該損害額が契約期間のうち契約期間開始時から全ての本施設の引渡し完了時までの累計で、入居者等移転支援業務以外の業務の対価の合計額に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、入居者等移転支援業務以外の業務の対価の合計額に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

(2) 契約期間のうち入居者等移転支援業務開始時から入居者等移転支援業務終了時までに不可抗力事由が生じ、入居者等移転支援業務につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合、当該損害額が入居者等移転支援業務開始時から入居者等移転支援業務終了時までの累計で、移転支援業務費の金額に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、移転支援業務費に当該消費税額を加算した金額の100分の1に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、市が負担すべき追加費用又は損害があるときは、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

別紙19 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

【事業者が作成・提出したものを市において確認した上で添付】